『政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得』

3 臨檢檢査は認可申請書記載內容の調査、該當卒業者の使用の有無の調査等に必要な範圍を出ることはできない。

4 施行規則第五條參照。

5 本條に基く命令による報告を怠り又は虛僞の報告を爲したときの罰則は國家總動員法第三十八條第三號の規定により千圓以下の罰金に處せられ、また當該官吏の檢査を拒み或は妨げ又は忌避したときは同法第四十二條の規定により六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられる。

第五條 本令ハ**市町村**其ノ他之ニ準ズベキモノ[1]ニ於テ卒業者ヲ**吏員**[2]トシテ使用スル場合ニ之ヲ準用ス

1 市町村組合、水利組合等吏員を置き得る公共團體を謂ふ。

2 市町村長、助役、收入役等は何れも吏員である。

3 市町村等の雇員、傭人等は雇傭契約に基いて使用されるものであるので當然本令の適用がある。

第六條 本令ハ**國又ハ道府縣**ニ於ケル卒業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ[1][2]

1 國、道府縣については本條の規定に依り本令の適用はないが、昭和十三年七月二十一日の各省次官の申合により、本令の趣旨に從ひ配當數を調整することとしてゐる。その手續としては、內閣書記官長からの通牒により、一定の樣式をもつて調書を作成し、各省において關係廳の分を取纏め（道府縣の分は內務省において）、これを厚生省に通報する。

2 官立又は廳府縣立の學校、試驗場等、市町村立の學校等は何れも本條に該當する。

第七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ、道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス[1]

1 本令が技術者の適正な配置を圖ることを目的とする點に鑑み、內地と同樣外地においても使用規制をすることとしたのであるが、さらに關東州、滿支においても同樣に認可を要することとし、關東州では滿洲國駐劄特命全權大使、滿洲國では同國經濟部大臣の認可を受けるべきこととし、北中支等では興亞院において適當の方法をもつて制限することとなつてゐる。そして、內地外地の割當の調整は企畫院が當ることになつてゐる。なほ、認可はすべて卒業者を使用する地において受けるのであつて、事業主の所在地に依るものではない。

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（二）學校卒業者使用制限令施行規則

（昭和十三年八月二十六日厚生省令第二十三號改正
昭和十四年五月二十四日厚生省令第十二號改正
昭和十四年九月十六日厚生省令第三十號改正
昭和十五年六月十四日厚生省令第二十五號改正
昭和十六年六月十六日厚生省令第二十三號改正）

第一條　學校卒業者使用制限令（以下令ト稱ス）第二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ**卒業者ノ前年七月末日迄**[1]ニ様式第一號[2]ニ依リ**申請**スベシ

1　七月末日までに廳府縣又は鑛山監督局に到著することを要する。

2　申請書用紙は廳府縣職業課（社會課）又は鑛山監督局で頒つ。

第二條　前條ノ申請ニ對スル認可ヲ爲シタル後ニ於テ**使用シ得ベキ卒業者アルトキ**[1]**其ノ他特別ノ必要アルトキ**[2]ハ前條ノ規定ニ拘ラズ令第二條ノ認可ヲ受ケシムルコトヲ得[3]

1　認可をした後において、認可員數の減少又は認可の取消等により、そのまま放置するときは使用されない卒業者があるやうになるといつた場合を謂ふ。

2　事情の變更等により、國策上卒業者の使用を認めることの已むを得ない特別の必要を生じた場合を謂ふ。

同一會社の甲乙二工場にそれぞれ配當になつた員數をその後特別の事情により甲乙間に員數の變更を必要とする場合、同一會社の甲工場に認可のあつた員數の一部を新設の乙工場に

おいて使用する場合は何れも本條による。

3　本條の規定による認可の申請は厚生大臣の指示を俟つて爲すべきものとし、認可申請の期日、申請の書式も厚生大臣の指示するところによるものである。

第三條　令第二條ノ**認可ノ申請**ハ工場、事業場又ハ事務所別ニ卒業者ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄**地方長官**（鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス）ヲ**經由**[1]シテ之ヲ爲スベシ

1　數府縣に存する各工場分を一括して本社から提出するといふことは認められない。各工場毎にそれぞれ所在地所轄の地方長官を經由すべきものである。

第四條　令第二條ノ認可ヲ受ケタル者卒業者ヲ**使用シ又ハ使用セザルニ至リタルトキ**[1]ハ[2]遲滯ナク様式第二號ニ依リ卒業者ノ勤務スル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官ヲ經由シテ厚生大臣ニ**報告**スベシ[3]

1　一事業主がその甲工場に使用する者を乙工場に轉勤せしめた場合には、甲工場については使用せざるに至つた旨の報告、乙工場については使用の報告を爲すべきものである。

2　卒業見込者を認可に基き卒業前から引續き使用するときは、卒業の時に使用扇を出すべきものである。但し、卒業見込者を認可に基き使用するときは、認可の條件として様式第二號に準じ報告を爲すべきこととしてゐるので、使用開始の時及び卒業の時にそれぞれ報告すべ

きものである（使用せざるに至つたときも同樣である）。

3　報告を遲延したときには、國家總動員法第三十八條第三號の規定に依り千圓以下の罰金に處せられる。

第五條　令第四條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏**臨檢**スル場合ニハ樣式第三號ノ證票ヲ携帶スベシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和十四年五月二十四日厚生省令第十二號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和十四年九月十六日厚生省令第三十號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和十五年六月十四日厚生省令第二十五號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和十六年六月十六日厚生省令第二十三號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

事業分類表

大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
第一、鑛業	一、採鑛業	一、金屬鑛業	第二、工業	三、金屬工業	二、其ノ他ノ合金材料品製造業
		二、石炭鑛業			三、鉄又ハ鋼鑄物業
		三、石油鑛業			一三、其ノ他ノ鑄物業
		四、其ノ他ノ鑛業			一四、メッキ業
	二、土石採取業	五、アルミニウム原礦採取業			一五、鏈鎖、バネ、鋼索製造業
		六、其ノ他ノ土石採取業			一六、ボルト、ナット、座金及鋲、釘製造業
					一七、建築、橋梁、鉄塔等ノ建材料製造業
					一八、火造（鍛冶）業
					一九、其ノ他ノ金屬品製造加工業
					二〇、內燃機關製造業
				四、機械器具工業	二一、其ノ他ノ原動機、原動機部分品及附屬品製造業
					二二、其ノ他ノ金屬精錬業及材料品製造業
					二三、アルミニウム精錬業及マグネシウム材料品製造業
					二四、銅精錬業及銅又ハ其ノ合金材料品製造業
					二五、鉄精錬業及材料品製造業

三三、電氣機械器具製造業
三三、無線及有線通信機械器具製造業
三四、電線及電纜製造業
三五、電池製造業
三六、切削研磨用金屬機械製造業
三七、其ノ他ノ金屬工作機械製造業
三八、工具製造業
三九、機械及木工機械金屬工作部分品及附屬品製造業
三〇、採鑛、選鑛及精錬機械器具製造業
三一、化學工業用、窯業用及製紙用ノ機械器具製造業
三二、紡織靈絲機械器具製造業
三三、其ノ他ノ製造加工用機械器具類製造業
三四、鉄道車輛製造業
三五、大型自動車製造業

三六、其ノ他ノ自動車製造業
三七、自動車部分品及附屬品製造業
三八、自轉車其ノ他ノ車輛製造業
三九、船舶製造業
四〇、航空機製造業
四一、航空機部分品及附屬品製造業
四二、運搬用機械製造業
四三、ポンプ及水壓機製造業
四四、送風機及氣體壓縮機製造業
四五、農業及土木建築用機械器具製造業
四六、電氣計器製造業
四七、其ノ他ノ計器類製造業
四八、試驗及檢査機械器具製造業
四九、學術用及醫療用機械器具製造業
五〇、光學機械器具製造業
五一、電球其ノ他ノ照明用機械器具製造業
五二、樂器類及蓄音器製造業
五三、弁及コック製造業
五四、軸受製造業
五五、齒車、ベルト車、車輪及車軸製造業
五六、前掲以外ノ部分品及附屬品製造業
五七、其ノ他ノ機械器具製造業
五八、銃砲、彈丸、兵器類製造業
五九、機械器具裝置業

五、化學工業

六〇、製藥業
六一、ソーダ製造業
六二、硫酸製造業
六三、壓縮ガス製造業
六四、燐及カーバイト製造業
六五、其ノ他ノ工業藥品製造業
六六、製鹽業
六七、染料及中間物製造業
六八、漆液及塗料製造業
六九、顔料製造業
七〇、マッチ其ノ他ノ發火物製造業
七一、コールタール及コールタール分溜物製造業
七二、石油精製業
七三、人造石油製造業
七四、植物油脂製造業
七五、其ノ他ノ動植物油脂製造業
七六、木蠟、蠟燭及加工油製造業
七七、ゴム製品製造業
七八、再製ゴム素地製造業
七九、パルプ製造業
八〇、製紙業

八一、セロファン紙製造業
八二、セルロイド（再生ヲ含ム）及セルロイド製品製造業
八三、人造絹絲製造業
八四、ステープルファイバー及其ノ他ノ化學繊維製造業
八五、動植物質、鑛物質及配合肥料製造業
八六、製革及精製毛皮製造業
八七、石鹸及化粧品製造業
八八、人造レジン素地及製品製造業
八九、バルカナイズドファイバー製造業
九〇、防水布、擬革布類製造業
九一、フイルム、乾板類製造業
九二、研磨材料及研磨用品製造業
九三、炭素製品製造業
九四、コークス製造業
九五、其ノ他ノ化學製品製造業
九六、ガス業
九七、電氣業
九八、水道業
九九、陶磁器製造及繪付業
一〇〇、ガラス及ガラス製品製造業
一〇一、セメント製造業
一〇二、煉瓦及耐火物製造業
一〇三、琺瑯鉄器製造業
一〇四、其ノ他ノ窯業製品製造業
一〇五、セメント製品製造業
一〇六、石綿製品製造業
一〇七、石工品製造及土石工業
一〇八、製絲業
一〇九、綿絲紡績業

一一〇、麻絲及毛絲紡績業
一一一、其ノ他ノ紡績業
一一二、撚絲業
一一三、純綿、混紡綿及交織綿織物製造業
一一四、純絹、交織絹織物製造業
一一五、麻織物製造業
一一六、純毛、混紡毛及交織毛織物製造業
一一七、其ノ他ノ織物製造業
一一八、編物組物業
一一九、綿製造業
一二〇、捺染無地染及絞染業
一二一、其ノ他ノ染色及整理業
一二二、其ノ他ノ紡織工業
一二三、製材、木材處理及合板製造業
一二四、木製品工業
一二五、精穀、製粉及澱粉製造業
一二六、製糖業
一二七、麥酒製造業
一二八、和酒及其ノ他ノ酒類製造業
一二九、醬油、味噌及食酢製造業
一三〇、清涼飲料製造業
一三一、菓子、パン、飴類製造業
一三二、罐詰及壜詰製造業
一三三、蓄産食料品製造業
一三四、製氷及冷凍食料品製造業
一三五、其ノ他ノ食料品工業
一三六、印刷業及製本業
一三七、土木建築業
一三八、紙製品製造業

九、製材及木製品工業
一〇、食料品工業
一二、印刷及製本業
三、土木建築業
一三、其ノ他ノ工業

一三九、綿、麻、毛及絹製織物、網及繩製造業
一四〇、革靴及其ノ他ノ皮革製品製造業
一四一、其ノ他ノ工業

第三、農林業

一四二、農林業
一四三、耕作農業
一四四、園藝農業
一四四、雜農業
一四五、養蠶業
一四六、林業
一四七、畜産業
一四八、家畜飼料加工業
一四九、農林土木事業

第四、水産業

一五〇、水産業
一五一、沿岸漁業
一五一、内地沖合遠洋漁業
一五二、工船漁業其ノ他ノ海外漁業
一五三、養殖業
一五四、鹽田業
一五五、其ノ他ノ水産業

第五、交通業

一五六、運輸業
一五六、水産土木事業
一五七、鐵道及軌道
一五八、自動車
一五九、海運業
一六〇、航空業
一六一、其ノ他ノ運輸業
一六二、電信電話事業
一六二、電信電話事業
一六三、道路、橋梁ノ經營
一六四、港灣、運河ノ經營
一六五、其ノ他ノ交通業

第六、商業

一六六、物品販賣業
一六五、百貨店業
一六六、其ノ他ノ物品販賣業
一六七、不動産賣買業
一六七、不動産賣買業
一六八、石油輸入業
一六八、其ノ他ノ貿易業

一六九、其ノ他ノ貿易業

三、倉庫業

一七〇、農業倉庫
一七一、商業倉庫
一七二、貿易倉庫
一七三、其ノ他ノ倉庫業

三三、金融業

一七四、銀行業
一七五、信託業
一七六、貸金業
一七七、質屋業
一七八、其ノ他ノ金融業

三四、保險業

一七九、保險業
一八〇、仲買、委託販賣及仲立業
三五、其ノ他ノ商業
一八一、取引所

月日	認許可又ハ命令番號	認許可又ハ命令ノ概要

20 備考	

様式第二號

學校卒業者使用解雇届

工場、事業場又ハ事務所	名稱			所在地			
使用開始又ハ解雇ノ年月日	從事セシムル業務ノ種類	給料	卒業ノ年	卒業學校名	修了シタル學科	氏名	備考

(規格B5)

昭和　年　月　日

住所又ハ所在地

使用者　氏名又ハ名稱　㊞

學校卒業者使用認可申請書

樣式第一號

3 申請年月日　年　月　日

1 使用ノ場所　所在地
名稱

2 申請人　住所又ハ所在地
氏名又ハ名稱及印

4 事業ノ種類

（表面）

區別＼學科別／學校程度別	機械	造兵精密應用物理	造船	航空	冶金	電氣	應用化學	色染	人造纖維	窯業	燃料	火藥	採鑛	計
5 申請員數 大學卒業														
專門學校卒業														
實業學校卒業														
計														
6 申請ノ年迄使用認可員數 大學卒業者														
專門學校卒業														
實業學校卒業														
計														
7 申請ノ年迄使用員數 大學卒業者														
專門學校卒業														
實業學校卒業														
計														
9 申請ノ年五月一日現在ノ狀況 大學卒業														
專門學校卒業														
實業學校卒業														
計														
10 申請ノ年五月一日現在ニ於ケル技術者不足ノ狀況 大學卒業														
專門學校卒業														
實業學校卒業														
計														
11 擴張新規等ニ依リ必要ナル員數 大學卒業														
專門學校卒業														
實業學校卒業														
計														

8 申請人ニシテ申請ノ年ノ翌年夜間授業ノ指定學校ヲ卒業スベキ者ニシテ引續キ使用ヲ希望スルモノ

氏名	學校及學科名

其ノ他ノ學科	合計	職工、鑛山ノ技術者及學校卒業者（但シ工場ハ職工、鑛山ノ技術者ヲ除ク）	業者ノ員數合計	技術者及學校卒業ル技術者ノ員數

12 創立　年　月

13 利用狀況

軍需（陸）	%	輸出	%
軍需（海）	%	其他	%
官需	%		

14 初任給

技術者及學校卒業者ノ員數（但シ職工、鑛山ノ技術者ヲ除ク）		
大學卒業		
專門學校卒業		
實業學校卒業		

15 主要生產販賣品目及其ノ額

品目	申請ノ前年ニ於ケル生產（販賣）額 數量	金額		申請ノ年ニ於ケル生產（販賣）見込額 數量	金額		申請ノ翌年ニ於ケル生產（販賣）見込額 數量	金額	
			%			%			%
			%			%			%
			%			%			%
			%			%			%
			%			%			%
其ノ他			%			%			%
計			%			%			%

16 申請ノ年五月末ニ至ル一年間ニ入營（應召ヲ含ム）シタル學校卒業者

氏名	卒業ノ年	學校名	學科名	入營（應召）ノ年月	氏名	卒業ノ年	學校名	學科名	入營（應召）ノ年月

17 申請ノ年五月末ニ至ル一年間ニ外國ニ轉出シタル學校卒業者

氏名	卒業ノ年	學校名	學科名	轉出先	氏名	卒業ノ年	學校名	學科名	轉出先

※縣　※產　※番號

（表面）

1 使用ノ場所	所在地		2 申請人	住所又ハ所在地	
	名稱			氏名又ハ名稱及印	

4 事業ノ種類

3 申請員數 ／ 學科別 ／ 學校程度別 ／ 區別	機械	造兵精密應用物理	造船	航空	冶金	電氣	應用化學	色染	人造纖維	紡織	燃料	火藥	採鑛	計
5 申請員數 大學卒業														
專門學校卒業														
實業學校卒業														
計														
6 申請ノ年ノ使用卒業者ニ認可員數 大學卒業														
專門學校卒業														
實業學校卒業														
計														
7 申請ノ年ノ使用卒業者ニ員數 大學卒業														
專門學校卒業														
實業學校卒業														
計														
9 申請ノ年五月一日現在ノ狀況 大學卒業														
專門學校卒業														
實業學校卒業														
計														
10 申請ノ年五月一日現在ニ於ケル技術者ノ不足狀況 大學卒業														
專門學校卒業														
實業學校卒業														
計														
11 擴張等ニ依リ新規ニ要スル員數 大學卒業														
專門學校卒業														
實業學校卒業														
計														

8 申請人ニ於テ引續キ使用シテ番號ヲ有スル者ニシテ申請ノ年ノ翌年夜間授業ノ指定學校ヲ卒業スベキ在勤者中

氏名	學校及學科名

其ノ他ノ學科	合計	技術者ノ員數及學校卒業者ニ非ザルモノ	技術者ノ員數及學校卒業者ノ計	技術者ノ員數及學校卒業者ノ計ヲ除ク職工（職工ハ職工、鑛山ハ鑛夫）ノ員數

12 創立 年 月

13 利狀況

軍需（陸）	%	輸出 %
軍需（海）	%	其他 %
官需	%	

14 初任給

大學卒業	
專門學校卒業	
實業學校卒業	

15 主要生產販賣品目及其ノ數

品目	申請ノ前年ニ於ケル生產（販賣）額 數量	金額		申請ノ年ニ於ケル生產（販賣）見込額 數量	金額		申請ノ翌年ニ於ケル生產（販賣）見込額 數量	金額	
			%			%			%
			%			%			%
			%			%			%
			%			%			%
			%			%			%
其ノ他			%			%			%
計			%			%			%

16 申請ノ年五月末ニ至ル一年間ニ入雲（傷病ヲ含ム）シタル學校卒業者

氏名	卒業ノ年	學校名	學科名	入營應召ノ年月	氏名	卒業ノ年	學校名	學科名	入營應召ノ年月

17 申請ノ年五月末ニ至ル一年間ニ外國ニ轉出シタル學校卒業者

氏名	卒業ノ年	學校名	學科名	轉出先	氏名	卒業ノ年	學校名	學科名	轉出先

※縣 ※產 ※號番

※受付 月 日 第 號

18 申請ノ理由

（裏面）

臨時資金調整法ニ依ル認許可其ノ他	驗研究等ノ命令ニ關スル事項 法令ニ依ル新設、擴張、生産又ハ試	根據法令名	主務官廳名	認許可又ハ命令年月日	認許可又ハ命令番號	認許可又ハ命令ノ概要

19 特ニ斟酌スベ		20 備	

（裏面）

臨時資金調整法ニ依ル認許可其ノ他	根據法令名	主務官廳名	認許可又ハ命令年月日	認許可又ハ命令番號	認許可又ハ命令ノ概要
驗研究等ノ命令ニ關スル事項法令ニ依ル新設、擴張、生産又ハ試					

19 特ニ斟酌スベキ事情		20 備考	

年	命令又ハ認許可	名	主務官廳名	根據法令名

19 特ニ斟酌スベキ事情

驗研究等ノ命令ニ關スル事項
臨時資金調整法ニ依ル新設、擴張、生産又ハ試驗法令ニ依ル認許可其ノ他

申請書作成上ノ注意

(ニ) 生産數量ノ單位ハ任意トスルモ全記載ヲ通ジ統一スルコト

(ホ) 各品目毎ニ生産額ノ内輸出ニ向ケタル額ヲ朱書併記スルコト

(ヘ) 生産金額ニ付テハ各品目別ノ生産金額ノ總生産金額ニ對スル百分比ヲ各生産金額ノ右ノ欄ニ記載スルコト

20 申請ノ前年六月ヨリ申請ノ年五月迄ノ間ニ入營(應召ヲ含ム)シタル者アルトキハ「申請ノ年五月末ニ至ル一年間ニ入營(應召ヲ含ム)シタル學校卒業者」ノ欄(16)ニ其ノ氏名、出身學校及學科名、卒業ノ年、入營(應召)ノ年月ヲ記載スルコト

21 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州、滿洲國及中華民國ニ轉出シタル者アルトキハ「申請ノ年五月末ニ至ル一年間ニ外地外國ニ轉出シタル學校卒業者」ノ欄(17)ニ其ノ氏名、出身學校及學科名、卒業ノ年、轉出先(朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州、滿洲國、中華民國ノ區別及轉出先工場名ヲ明カニスルコト)ヲ記載スルコト

前號及本號ニ記載スル者ハ指定學校、指定學科ノ卒業者(昭和十三年以前ノ卒業者ヲモ含ム)トスルコト

22 「申請ノ理由」ノ欄(18)ニハ現在ニ於ケル技術者ノ不足トナリタル事情及之ニ伴フ支障ノ狀況、今後ニ於ケル生産施設擴充計畫、交替制採用計畫ノ大要、使用セントスル卒業者及從前ヨリ使用スル技術者配置ノ豫定其ノ他參考事項ヲ記載スルコト、研究所、研究施設等ノ申請ナルトキ又ハ其ノ設ケアルモノナルトキ其ノ他特ニ技術者ヲ多ク要スル事情アルトキハ其ノ事情及研究所等ニ付テハ研究事項ノ大要ヲ記載スルコト

申請書作成上ノ注意

1 本申請書ノ用紙ノ大サハ國定規格A4判（210mm×297mm）トスルコト

2 本申請書ハ學校卒業者ヲ使用スベキ工場、事業場、事務所毎ニ作成スルコト尙工場事業場ニシテ研究施設ヲ特設スルモノニ付テモ別ニ申請書ヲ作成スルコト

3 本申請書ニハ副本二通ヲ作成添附スルコト

4 「使用ノ場所」ノ欄(1)中「名稱」ハ何々會社何々工場、何々會社何々鑛業所等正確ニ記載スルコト

5 「申請人」ノ欄(2)中「氏名又ハ名稱及印」欄ニハ法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名ヲ記載捺印シ「住所又ハ所在地」欄ニハ其ノ法人ノ所在地ヲ記載スルコト尙工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社何々工場工場管理人、何々會社何々鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人又ハ鑛業代理人ナルコトヲ明カニシテ其ノ氏名ヲ記載捺印シ「住所又ハ所在地」欄ニハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト

6 「申請年月日」ノ欄(3)ニハ申請書ヲ提出スル年月日、郵送スル場合ハ發信ノ年月日ヲ記載スルコト

7 「事業ノ種類」ノ欄(4)ニハ使用場所ニ於ケル事業ノ種類ヲ別表事業分類表ノ小分類ニ依リ記載スルコト

8 學校程度ハ左ノ例ニ依リ區分シ記載スルコト

大學——大學ノ工學部及理工學部、旅順工科大學

專門學校

（イ） 工業ニ關スル專門學校、東京物理學校、朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校、南滿洲工業專門學校

（ロ） 專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノ及之ト同等ノモノ

實業學校

（イ） 工業學校（大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）並ニ朝鮮及臺灣ノ工業學校（大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノ

1 國民學校初等科終了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ

2 國民學校科高等修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年（夜間授業ノモノニ在リテハ四年）以上トスルモノ

3 前二號ト同等ノモノ

4 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部

（ロ） 大連工業學校及撫順工業學校

（ハ） 實業學校及專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並ニ之ト同等ノモノ

大學ノ研究科（大學院）ヲ卒業シタル者（所定ノ年限在學シテ研究ヲ終了シタル者）ヲ使用セントスルトキハ其ノ使用セントスル者ノ氏名、在學大學名、研究題目、之ヲ使用セントスル業務等ヲ「申請ノ理由」ノ欄ニ記載スルコト

9 學科ハ左ノ例ニ依リ區分スルコト

機械——機械工學科、工作機械科、鑛山機械科、機關科、航空學科ノ航空發動機分科、計器科、原動機科、化學機械科、紡織機械科、木型科、鑄工科、鑄工冶金科、鍛工科、鍛工冶金科、金屬工藝科、板金科、仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科

造兵、精密（應用物理）——造兵學科、精密機械科、精密工學科、應用物理學科、應用理化學科ノ應物用理分科其ノ他之ニ準ズベキ學科

造船——造船學科、船舶工學科（航空分科ハ之ヲ除ク）

航空——航空學科其ノ他之ニ準ズベキ學科（機關科、航空發動機分科ハ之ヲ除キ造船學科ノ航空分科ヲ含ム）

冶金——冶金學科、金屬工學科、金屬工業科、應用金屬學科、採鑛冶金科ノ冶金分科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科（專修ノモノヲ含ム）

電氣——電氣工學科、電機科、通信工學科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科

應用化學——應用化學科、電氣化學科、化學工業科、工業化學科、應用理化學科ノ應用化學分科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科

色染——染料學科、染色學科、色染科、色染仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科（專修ノモノヲ含ム）

人造纖維——人造纖維科

窯業——窯業學科其ノ他之ニ準ズベキ學科

燃料——燃料學科其ノ他之ニ準ズベキ學科

火藥——火藥學科

採鑛——採鑛學科、鑛山工學科、採炭工學科、採鑛冶金科ノ採鑛分科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科（專修ノモノヲ含ム）

大學卒業者ニ付テ前記ノ分類ニ依ル學科中特ニ專門ノ事項ヲ攻メタル者ヲ希望スル場合ハ其ノ希望スル專攻ノ事項ニ依ル分類ヲ以テ前記ノ分類ニ依ル員數ノ內譯ヲ明ニシタル書類ヲ別紙添附スルコトヲ得ルコト

10 「申請ノ年迄ノ卒業者使用認可員數」ノ欄(6)ニハ申請ノ年迄（昭和十四年以後申請ノ年迄）ニ指定學科ヲ卒業シタル者ニ付當該工場、事業場、事務所ニ於ケル使用ヲ認可セラレタル員數ヲ通算シテ記載スルコト

11 「申請ノ年迄ノ卒業者使用員數」ノ欄(7)ニハ指定學校ニ於テ指定學科ヲ修メ其ノ學校ヲ本令施行後申請ノ年迄（昭和十四年以後申請ノ年迄）ノ間ニ卒業シタル者ノ五月一日現在ニ於ケル使用員數ヲ通算シテ記載ス

(イ) 工業ニ關スル專門學校、東京物理學校、朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校、南滿洲工業專門學校

(ロ) 專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノ及之ト同等ノモノ

實業學校

(イ) 工業學校（大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）並ニ朝鮮及臺灣ノ工業學校（大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノ

1 國民學校初等科終了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ

2 國民學校科高等修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年（夜間授業ノモノニ在リテハ四年）以上トスルモノ

3 前二號ト同等ノモノ

4 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部

(ロ) 大連工業學校及撫順工業學校

(ハ) 實業學校及專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並ニ之ト同等ノモノ

大學ノ研究科（大學院）ヲ卒業シタル者（所定ノ年限在學シテ研究ヲ終了シタル者）ヲ使用セントスルトキハ其ノ使用セントスル者ノ氏名、在學大學名、研究題目、之ヲ使用セントスル業務等ヲ「申請ノ理由」ノ欄ニ記載スルコト

9 學科ハ左ノ例ニ依リ區分スルコト

機械——機械工學科、工作機械科、鑛山機械科、機關科、航空學科ノ航空發動機分科、計器科、原動機科、化學機械科、紡織機械科、木型科、鑄工科、鑄工冶金科、鍛工科、鍛工冶金科、金屬工藝科、板金科、仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科（專修ノモノヲ含ム）

造兵、精密（應用物理）——造兵學科、精密機械科、精密工學科、應用物理學科、應用理化學科ノ應物用理分科其ノ他之ニ準ズベキ學科

造船——造船學科、船舶工學科（航空分科ハ之ヲ除ク）

航空——航空學科其ノ他之ニ準ズベキ學科（機關科、航空發動機分科ハ之ヲ除キ造船學科ノ航空分科ヲ含ム）

冶金——冶金學科、金屬工學科、金屬工業科、應用金屬學科、採鑛冶金科ノ冶金分科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科（專修ノモノヲ含ム）

電氣——電氣工學科、電機科、通信工學科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科

應用化學——應用化學科、電氣化學科、化學工業科、工業化學科、應用理化學科ノ應用化學分科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科

色染——染料學科、染色學科、色染科、色染仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科（專修ノモノヲ含ム）

人造纖維——人造纖維科

窯業——窯業學科其ノ他之ニ準ズベキ學科

燃料——燃料學科其ノ他之ニ準ズベキ學科

火藥——火藥學科

採鑛——採鑛學科、鑛山工學科、採炭工學科、採鑛冶金科ノ採鑛分科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科（專修ノモノヲ含ム）

大學卒業者ニ付テ前記ノ分類ニ依ル學科中特ニ專門ノ事項ヲ攻メタル者ヲ希望スル場合ハ其ノ希望スル專攻ノ事項ニ依ル分類ヲ以テ前記ノ分類ニ依ル員數ノ內譯ヲ明ニシタル書類ヲ別紙添附スルコトヲ得ルコト

10 「申請ノ年迄ノ卒業者使用認可員數」ノ欄(6)ニハ申請ノ年迄（昭和十四年以後申請ノ年迄）ニ指定學科ヲ卒業シタル者ニ付當該工場、事業場、事務所ニ於ケル使用ヲ認可セラレタル員數ヲ通算シテ記載スルコト

11 「申請ノ年迄ノ卒業者使用員數」ノ欄(7)ニハ指定學校ニ於テ指定學科ヲ修メ其ノ學校ヲ本令施行後申請ノ年迄（昭和十四年以後申請ノ年迄）ノ間ニ卒業シタル者ノ五月一日現在ニ於ケル使用員數ヲ通算シテ記載スルコト

12 「在勤者中申請ノ年ノ翌年夜間授業ノ指定學校ヲ卒業スベキ者ニシテ申請人ニ於テ引續キ使用ヲ希望ス

ルモノ」ノ欄(8)ニハ現ニ當該工場、事業場ニ於テ勤務中ノモノニシテ夜間授業ノ指定學校ニ於テ指定學科ヲ修メ申請ノ年ノ翌年其ノ學校ヲ卒業スベキモノノ中卒業後引續キ其ノ工場、事業場ニ於テ使用セントスルモノニツキ記載スルコト

13 「申請ノ年五月一日現在ノ狀況」ノ欄(9)中「其ノ他ノ學科」ノ欄ニハ指定學校卒業者タル技術者ニシテ指定外ノ學科ヲ修メタルモノノ員數ヲ、「學校卒業者ニ非ザル技術者ノ員數」ノ欄ニハ指定學校卒業者ニ非ザル技術者ノ員數ヲ、「技術者及學校卒業者ノ員數合計」ノ欄ニハ「合計」ノ「計」ノ欄ノ員數ト「學校卒業者ニ非ザル技術者ノ員數」ノ欄ノ員數トノ和ヲ、「技術者及學校卒業者ヲ除ク從業者(但シ工場ハ職工、鑛山ハ鑛夫)ノ員數」ノ欄ニハ工場、鑛山ニ付テハ職工、鑛夫數、其ノ他ノ場所ニ付テハ指定學校卒業者及技術者ヲ含マザル從業者數ヲ夫々記載スルコト

14 「申請ノ年五月一日現在ニ於ケル技術者不足ノ狀況」ノ欄(10)ニハ申請ノ年五月一日現在ノ設備及勞務者ノ狀況ニ於ケル技術者ノ不足ノ狀況ヲ記載スルコト尙右ハ其ノ必要ノ最小限度ニ止ムルコト

15 「擴張等ニ依リ新規ニ要スル員數」ノ欄(11)ニハ具體的ニ確定シ居リ申請ノ年ノ翌年九月末頃迄ニ計畫實施進捗ノ限度ニ於ケル擴張ニ依リ新規ニ要スル員數ヲ記載スルコト尙交替制採用ニ伴フ要員等ノ數ヲモ含マシメ記載スルコト軍需ノ增加ニ依ルモノニ付テハ陸、海ノ區別ヲ爲シ其ノ旨ヲ、生產力擴充計畫ニ伴フモノニ付テハ其ノ旨ヲ「申請ノ理由」ノ欄ニ於テ明カニスルコト

16 「創立」ノ欄(12)ニハ當該工場、事業場、事務所等ノ創立年月ヲ記載スルコト合併ニ依リ創立セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場ノ創立年月ト合併年月トヲ記載スルコト

17 「利用狀況」ノ欄(13)ニハ申請ノ年ノ前年十月一日ヨリ申請ノ年ノ三月末日ニ至ル六ケ月間ニ於ケル生產金額ニ依ル百分比ヲ記載シ其ノ「軍需」ノ欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ、「官需」ノ欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノニ付記載スルコト尙鑛業、製鐵事業等原料素材製造業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

18 「初任給」ノ欄(14)ニハ俸給、給料等ノ基本額ヲ日給、月給等ノ區別ヲ明カニシテ記載スルコト、加俸諸手當等ハ之ヲ基本給ト區別シテ記載スルハ差支ナキコト

19 「主要生產販賣品目及其ノ額」ノ欄(15)ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト

(イ) 販賣ノミヲ爲シ生產ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生產」ノ文字ヲ、生產ノ事業ヲ爲サ事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ削ルコト

(ロ) 「生產品目」ハ昭和十四年十二月二十三日商工省告示第三百七十三號ノ生產品名及主要事業分類ノ生產品目名ニ依リ成ルベク具體的ニ記載スルコト

(ハ) 陸海軍ヨリ直接受註ノモノニシテ生產額ノ記載困難ナルトキハ之ヲ記載セザルヲ得ルコト但シ生產品目名ハ(ロ)ニ依リ必ズ之ヲ記載スルコト

(ニ) 生產數量ノ單位ハ任意トスルモ全記載ヲ通ジ統一スルコト

(ホ) 各品目毎ニ生產額ノ內輸出ニ向ケタル額ヲ朱書併記スルコト

(ヘ) 生產金額ニ付テハ各品目別ノ生產令額ノ總生產令額ニ對スル百分比ヲ各生產金額ノ右ノ欄ニ記載スルコト

20 申請ノ前年六月ヨリ申請ノ年五月迄ノ間ニ入營(應召ヲ含ム)シタル者アルトキハ「申請ノ年五月末ニ至ル一年間ニ入營(應召ヲ含ム)シタル學校卒業者」ノ欄(16)ニ其ノ氏名、出身學校及學科名、卒業ノ年、入營(應召)ノ年月ヲ記載スルコト

21 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州、滿洲國及中華民國ニ轉出シタル者アルトキハ「申請ノ年五月末ニ至ル一年間ニ外地外國ニ轉出シタル學校卒業者」ノ欄(17)ニ其ノ氏名、出身學校及學科名、卒業ノ年、轉出先(朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州、滿洲國、中華民國ノ區別及轉出先工場名ヲ明カニスルコト)ヲ記載スルコト

前號及本號ニ記載スル者ハ指定學校、指定學科ノ卒業者(昭和十三年以前ノ卒業者ヲモ含ム)トスルコト

22 「申請ノ理由」ノ欄(18)ニハ現在ニ於ケル技術者ノ不足トナリタル事情及之ニ伴フ支障ノ狀況、今後ニ於ケル生產施設擴充計畫、交替制採用計畫ノ大要、使用セントスル卒業者及從前ヨリ使用スル技術者配置ノ豫定其ノ他參考事項ヲ記載スルコト、研究所、研究施設等ノ申請ナルトキ又ハ其ノ設ケアルモノナルトキ其ノ他特ニ技術者ヲ多ク要スル事情アルトキハ其ノ事情及研究所等ニ付テハ研究事項ノ大要ヲ記載スルコト

尙臨時資金調整法ニ依ル認許可其ノ他法令ニ依ル新設、擴張、生產又ハ試驗研究等ノ命令アリタルモノニ付テハ之ニ關スル事項ヲ當該欄ニ抽出記載スルコト

軍關係ノモノニシテ記載シ難キモノニ付テハ其ノ旨記載シテ之ガ記載ヲ省略スルモ差支ナキコト

23 將來會社ノ理事者タラシムル目的ヲ以テ其ノ會社ノ理事者ノ子弟等ヲ使用セントスル場合、特ニ技術者ノ減少著シク其ノ補充ノ要緊切ナル場合其ノ他特ニ斟酌スベキ事情ノ存スル場合ハ其ノ大要ヲ「特ニ斟酌スベキ事情」ノ欄(19)ニ記載スルコト

24 工場、事業場以外ノ場所ニ勤務セシムベキ卒業者ニ付申請スル場合ニ於テ關係工場、事業場アルトキハ各工場、事業場別ニ申請書樣式中(5)、(8)、(14)、(16)及(17)ヲ除ク各欄ニ其ノ狀況ニ付記載シタル書類ヲ作成添附スルコト此ノ場合當該關係工場、事業場ニ所屬セシムベキ者ニ付別途申請スルトキハ其ノ旨備考欄(20)ニ記載シ右ノ書類ノ添附ヲ要セザルコト

25 ※印ノアル欄ニハ申請人ニ於テハ記載ヲ爲サザルコト

26 本申請書ハ軍需品ヲ生產スル工場、事業場等ニ付テハ左肩ニ 軍資秘 其ノ他ニ付テハ 極秘 ノ印ヲ

定外ノ學科ヲ修メタルモノノ員數ヲ、「學校卒業者ニ非ザル技術者ノ員數」ノ欄ニハ指定學校卒業者ニ非ザル技術者ノ員數ヲ、「技術者及學校卒業者ノ員數合計」ノ欄ニハ「合計」ノ「計」ノ欄ノ員數ト「學校卒業者ニ非ザル技術者ノ員數」ノ欄ノ員數トノ和ヲ、「技術者及學校卒業者ヲ除ク從業者（但シ工場ハ職工、鑛山ハ鑛夫）ノ員數」ノ欄ニハ工場、鑛山ニ付テハ職工、鑛夫數、其ノ他ノ場所ニ付テハ指定學校卒業者及技術者ヲ含マザル從業者數ヲ夫々記載スルコト

14 「申請ノ年五月一日現在ニ於ケル技術者不足ノ狀況」ノ欄(10)ニハ申請ノ年五月一日現在ノ設備及勞務者ノ狀況ニ於ケル技術者ノ不足ノ狀況ヲ記載スルコト尙右ハ其ノ必要ノ最小限度ニ止ムルコト

15 「擴張等ニ依リ新規ニ要スル員數」ノ欄(11)ニハ具體的ニ確定シ居リ申請ノ年ノ翌年九月末頃迄ニ計畫實施シメ記載スルコト軍需ノ增加ニ依ルモノニ付テハ陸、海ノ區別ヲ爲シ其ノ旨ヲ、生産力擴充計畫ニ伴フモノニ付テハ其ノ旨ヲ「申請ノ理由」ノ欄ニ於テ明カニスルコト

16 「創立」ノ欄(12)ニハ當該工場、事業場、事務所等ノ創立年月ヲ記載スルコト合併ニ依リ創立セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場ノ創立年月ト合併年月トヲ記載スルコト

17 「利用狀況」ノ欄(13)ニハ申請ノ年ノ前年十月一日ヨリ申請ノ年ノ三月末日ニ至ル六ケ月間ニ於ケル生産金額ニ依ル百分比ヲ記載シ其ノ「軍需」ノ欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ、「官需」ノ欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノニ付記載スルコト尙鑛業、製鐵事業等原料素材製造業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

18 「初任給」ノ欄(14)ニハ俸給、給料等ノ基本額ヲ日給、月給等ノ區別ヲ明カニシテ記載スルコト、加俸諸手當等ハ之ヲ基本給ト區別シテ記載スルハ差支ナキコト

19 「主要生産販賣品目及其ノ額」ノ欄(15)ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト

（イ） 販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ノ事業ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ削ルコト

（ロ） 「生産品目」ハ昭和十四年十二月二十三日商工省告示第三百七十三號ノ生産品名及主要事業分類ノ生産品目名ニ依リ成ルベク具體的ニ記載スルコト

（ハ） 陸海軍ヨリ直接受註ノモノニシテ生産額ノ記載困難ナルトキハ之ヲ記載セザルヲ得ルコト但シ生産品目名ハ（ロ）ニ依リ必ズ之ヲ記載スルコト

（ニ） 生産數量ノ單位ハ任意トスルモ全記載ヲ通ジ統一スルコト

（ホ） 各品目毎ニ生産額ノ內輸出ニ向ケタル額ヲ朱書併記スルコト

（ヘ） 生産金額ニ付テハ各品目別ノ生産金額ノ總生産金額ニ對スル百分比ヲ各生産金額ノ右ノ欄ニ記載スルコト

20 申請ノ前年六月ヨリ申請ノ年五月迄ノ間ニ入營（應召ヲ含ム）シタル者アルトキハ「申請ノ年五月末ニ至ル一年間ニ入營（應召ヲ含ム）シタル學校卒業者」ノ欄(16)ニ其ノ氏名、出身學校及學科名、卒業ノ年、入營（應召）ノ年月ヲ記載スルコト

21 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州、滿洲國及中華民國ニ轉出シタル者アルトキハ「申請ノ年五月末ニ至ル一年間ニ外地外國ニ轉出シタル學校卒業者」ノ欄(17)ニ其ノ氏名、出身學校及學科名、卒業ノ年、轉出先（朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州、滿洲國、中華民國ノ區別及轉出先工場名ヲ明カニスルコト）ヲ記載スルコト

前號及本號ニ記載スル者ハ指定學校、指定學科ノ卒業者（昭和十三年以前ノ卒業者ヲモ含ム）トスルコト

22 「申請ノ理由」ノ欄(18)ニハ現在ニ於ケル技術者ノ不足トナリタル事情及之ニ伴フ支障ノ狀況、今後ニ於ケル生産施設擴充計畫、交替制採用計畫ノ大要、使用セントスル卒業者及從前ヨリ使用スル技術者配置ノ豫定其ノ他參考事項ヲ記載スルコト、研究所、研究施設等ノ申請ナルトキ又ハ其ノ設ケアルモノナルトキ其ノ他特ニ技術者ヲ多ク要スル事情アルトキハ其ノ事情及研究所等ニ付テハ研究事項ノ大要ヲ記載スルコト尙臨時資金調整法ニ依ル認許可其ノ他法令ニ依ル新設、擴張、生産又ハ試驗研究等ノ命令アリタルモノニ付テハ之ニ關スル事項ヲ當該欄ニ抽出記載スルコト

23 將來會社ノ理事者タラシムル目的ヲ以テ其ノ會社ノ理事者ノ子弟等ヲ使用セントスル場合、特ニ技術者ノ減少著シク其ノ補充ノ要緊切ナル場合其ノ他特ニ斟酌スベキ事情ノ存スル場合ハ其ノ大要ヲ「特ニ斟酌スベキ事情」ノ欄(19)ニ記載スルコト

24 工場、事業場以外ノ場所ニ勤務セシムベキ卒業者ニ付申請スル場合ニ於テ關係工場、事業場アルトキハ各工場、事業場別ニ申請書樣式中(5)、(8)、(14)、(16)及(17)ヲ除ク各欄ニ其ノ狀況ニ付記載シタル書類ヲ作成添附スルコト此ノ場合當該關係工場、事業場ニ所屬セシムベキ者ニ付別途申請スルトキハ其ノ旨備考欄(20)ニ記載シ右ノ書類ノ添附ヲ要セザルコト

25 ※印ノアル欄ニハ申請人ニ於テハ記載ヲ爲サザルコト

26 本申請書ハ軍需品ヲ生産スル工場、事業場等ニ付テハ左肩ニ **軍資秘** 其ノ他ニ付テハ **極秘** ノ印ヲ押捺スルコト

27 本申請書ハ卒業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官（鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長）宛親展扱トシテ其ノ封皮ノ表ニハ **學卒申請** ト朱書スルコト

付テハ之ニ關スル事項ヲ當該欄ニ抽出記載スルコト

軍關係ノモノニシテ記載シ難キモノニ付テハ其ノ旨記載シテ之ガ記載ヲ省略スルモ差支ナキコト

23 將來會社ノ理事者タラシムル目的ヲ以テ其ノ會社ノ理事者ノ子弟等ヲ使用セントスル場合、特ニ技術者ノ減少著シク其ノ補充ノ要緊切ナル場合其ノ他特ニ斟酌スベキ事情ノ存スル場合ハ其ノ大要ヲ「特ニ斟酌スベキ事情」ノ欄(19)ニ記載スルコト

24 工場、事業場以外ノ場所ニ勤務セシムベキ卒業者ニ付申請スル場合ニ於テ關係工場、事業場アルトキハ各工場、事業場別ニ申請書樣式中(5)、(8)、(14)、(16)及(17)ヲ除ク各欄ニ其ノ狀況ニ付記載シタル書類ヲ作成添附スルコト此ノ場合當該關係工場、事業場ニ所屬セシムベキ者ニ付別途申請スルトキハ其ノ旨備考欄(20)ニ記載シ右ノ書類ノ添附ヲ要セザルコト

25 ※印ノアル欄ニハ申請人ニ於テハ記載ヲ爲サザルコト

26 本申請書ハ軍需品ヲ生產スル工場、事業場等ニ付テハ左肩ニ 軍資秘 其ノ他ニ付テハ 極秘 ノ印ヲ押捺スルコト

27 本申請書ハ卒業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官(鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長)宛親展扱トシテ其ノ封皮ノ表ニハ 學卒申請 ト朱書スルコト

報告書作成上ノ注意

1 本報告ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト

2 本報告ハ工場、事業場又ハ事務所別ニ作成スルコト

3 本報告ノ標題ハ使用屆出ニ在リテハ「解雇」ノ文字ヲ、使用セザルニ至リタル屆出ニ在リテハ「使用」ノ文字ヲ抹消スルコト

4 給料欄ハ使用屆ノミニ之ヲ記載シ之ニ支給スル俸給、給料等ノ基本額ヲ日給、月給ノ區別ヲ明カニシテ記載スルコト、加給諸手當等ハ之ヲ基本給ト區別シテ記載スルハ差支ナキコト

5 卒業ノ年ハ當該學校卒業ノ年ヲ記載スルコト

6 卒業ノ學校名ハ何々大學工學部、何々高等工業學校、何々縣何々工業學校ノ如ク其ノ固有ノ名稱ヲ記載スルコト

尙高級科、第一本科、第二本科等ノ分科アルモノニ付テハ其ノ分科ヲ記載スルコト

7 修了シタル學科ハ當該學校ニ於ケル學科ノ名稱ヲ記載スルコト

8 解雇ノ報告ニハ其ノ理由ヲ備考欄ニ記載スルコト

樣式第三號
（表面）

學校卒業者使用制限ニ關スル臨檢票

本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7判（74mm×105mm）トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス

（裏面）

第　號　昭和　年　月　日交付

厚生省又ハ廳府縣印

官職氏名

國家總動員法第三十一條　政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條　第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

學校卒業者使用制限令第四條第二項　厚生大臣又ハ地方長官必要ト認ムルトキハ卒業者ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ第二條ノ認可ヲ申請シタル者又ハ卒業者ヲ使用スル者ノ工場、事業場又ハ事務所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

(三) 青少年雇入制限令 (昭和十五年二月一日勅令第三十六號 昭和十六年二月一日勅令第百十三號改正)

第一條 **青少年**ノ國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號[1])ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條[2]ノ規定ニ基ク**雇入制限**[3]ハ別段ノ規定アル場合[4]ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル[5]

1 南洋群島における國家總動員に關しては國家總動員法によることを定めた勅令である(昭和十三年五月四日勅令第三百十七號南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件)。

2 國家總動員法第六條

『政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、從業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得』

本條の規定による命令に違反した者は同法第三十六條の規定に依り一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる。

3 雇傭主がその雇傭する青少年の使用の場所間に所屬の移動を行ふ場合も、本令の適用については、後の使用の場所においてその者を新たに雇入れるものと看做される(施行規則第十三條)。

4 現在のところ別段の規定はない。

5 本令は總動員法第六條に依るものであるので、戰時又は今回の如く戰時に準ずべき事變の際において適用されるもので、平時には適用されない。

第二條 本令ニ於テ**青少年**ト稱スルハ年齡十二年以上[1]三十年未滿ノ男子又ハ年齡十二年以上[2]二十年未滿ノ女子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當セザルモノヲ謂フ

一 大學、大學豫科、高等師範學校、高等學校高等科、專門學校、實業專門學校、師範學校又ハ厚生大臣ノ指定スル學校(養成所ヲ含ム[3])ヲ卒業又ハ修了シタル者

二 學校卒業者使用制限令第一條ノ卒業者ニシテ前號ニ該當セザルモノ

三 厚生大臣ノ指定スル檢定若ハ試驗ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許[4]ヲ受ケタル者

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者[5][6]

1 2 本令は年齡十二年未滿の者の雇入については適用がないのであるが、十二年未滿の者を雇入れ引續きこれを雇傭して十二年に達した場合には、その時において新に雇入れられたものと看做される(第九條參照)。

3 厚生大臣の指定する學校(養成所を含む)は次の通りである(昭和十五年二月十五日厚生省告示第二十六號)。

一 學習院高等科

二　臨時教員養成所
三　實業學校教員養成所
四　水産講習所
五　神宮皇學館本科
六　青年學校教員養成所
七　商業學校（大正十年文部省令第五號ニ關以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニ置ク商業學校ノ學科ヲ含ム）
八　商船學校
九　海員養成所（日本海員掖濟會海員養成所ヲ含ム）
一〇　産業組合學校
一一　專門學校又ハ實業專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノ及之ト同等以上ノモノ
一二　朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島又ハ外國ニ於ケル學校（養成所ヲ含ム）ニシテ大學、大學豫科、高等師範學校、高等學校高等科、專門學校、實業專門學校、師範學校又ハ前各號ニ掲ゲル學校（養成所ヲ含ム）ニ相當スルモノ

右の内、七の商業學校については、例へば大正十年文部省令第五號により設置の農商學校の商科、商工學校の商科は商業學校としての取扱を受けるのである。

4　厚生大臣の指定する檢定、試驗及び免許は次の通りである（昭和十五年二月十五日厚生省告示第二十七號、昭和十六年四月十一日厚生省告示第百五十七號改正）。

一　實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル商業學校卒業程度ノ檢定
二　電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
三　無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
四　航空法第十六條ノ規定ニ依ル考査
五　瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル銓衡
六　銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル銓衡
七　壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル銓衡
八　船舶職員法ニ依ル船舶職員試驗
九　教員免許令ニ依ル教員ノ免許
一〇　國民學校令ニ依ル教員ノ免許
一一　醫師法ニ依ル醫師ノ免許
一二　齒科醫師法ニ依ル齒科醫師ノ免許
一三　獸醫師法ニ依ル獸醫師ノ免許
一四　藥劑師法ニ依ル藥劑師ノ免許

一五　蹄鐵工免許規則ニ依ル蹄鐵工ノ免許
一六　汽罐取締令ニ依ル汽罐士ノ免許
一七　自動車取締令ニ依ル運轉免許（普通免許ニ限ル）
一八　電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
一九　電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定

5　その他厚生大臣の指定する者については施行規則第一條參照。

6　以上第一號乃至第四號の除外を認めたのは、軍需産業その他の時局産業において勞務者となることが困難なものとか、すでに他の法令で規制されてゐるものとか、雇入が特に望ましく制限することが不當なものとかについて行つたのである。

第三條　男子タル青少年（以下男子青少年ト稱ス）**ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ**

一　男子青少年ノ雇傭員數ガ**命令ヲ以テ定ムル員數**[1]ニ滿タザル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合

二　厚生大臣ノ**指定スル事業**[2]ヲ營ム者其ノ事業ニ使用スベキ男子青少年ノ雇入ニ付命令[3]ノ定ムル所ニ依リ**地方長官ノ認可**ヲ受ケタル場合[4]

三　男子青少年ヲ**雇傭シ得ベキ總員數**ニ付命令[5]ノ定ムル所ニ依リ**國民職業指導所長ノ認可**ヲ受ケタ

ル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合[6]

四　**入營**（應召ノ場合ヲ含ム以下同ジ）ヲ命ゼラレタル青少年ヲ解雇シタル場合又ハ雇傭スル青少年ノ入營中雇傭期間ノ滿了シタル場合ニ於テ其ノ青少年ガ退營（入營ノ際行フ身體檢査ノ結果歸鄉ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム）シタル日ヨリ三月以内ニ再ビ之ヲ雇入ルル場合[7]

五　**其ノ他命令**ヲ以テ定ムル場合[8]

1　施行規則第二條參照。昭和十四年十二月三十一日現在で雇傭してゐた男子青少年の員數の七割に相當する員數である。

2　厚生大臣の指定する事業は次の通りである（昭和十五年二月十五日厚生省告示第二十八號）。

一　採鑛業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
　（一）金屬鑛業
　（二）石炭鑛業
　（三）石油鑛業
　（四）其ノ他ノ鑛業ニシテ左ニ掲グルモノ
　　（イ）燐鑛鑛業
　　（ロ）黑鉛鑛業
　　（ハ）硫黄鑛業

二　土石採取業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業

（一）アルミニウム原鑛採取業

（二）石灰、耐火材原材料、石綿採取業

（三）螢石、ドロマイト採取業

三　紡績工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業

（一）製絲業（軍需用、輸出用ノモノニ限ル）

（二）人造絹絲製造業（同右）

（三）人造繊維製造業（同右）

（四）紡績業（同右）

（五）織物（フエルトヲ含ム）業（同右）

（六）編物、組物製造業（同右）

（七）染色整理加工業（同右）

四　金屬工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業

（一）製鐵業（原材料品製造業ヲ含ム）

（二）非鐵金屬製錬業

（三）非鐵金屬材料品製造業

（四）鑄物業（機械用ノモノニ限ル）

（五）鑄物以外ノ金屬製品製造業（軍需用、輸出用ノモノニ限ル）

（六）鍍金製品製造業（同右）

（七）シヤーリング業

五　機械器具工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業

（一）蒸汽罐製造業

（二）ガス發生裝置製造業

（三）原動機製造業

（四）電氣機械器具（家庭用電氣器具ヲ除ク）製造業

（五）電線及電纜製造業

（六）無線及有線電信電話機械器具（家庭用ラヂオ用具ヲ除ク）製造業

（七）電池製造業

（八）農林漁業用機械器具製造業

（九）土木建築用機械器具製造業

（一〇）採鑛、選鑛及製錬用機械器具製造業

（一一）製鐵用機械器具製造業

(一三) 工作機械器具（部分品ヲ含ム）製造業
(一四) 化學工業用機械裝置（製紙用機械ヲ含ム）製造業
(一五) 起重機製造業
(一六) 昇降機製造業（工場事業場用ノモノニ限ル）
(一七) 氣體壓縮機製造業
(一八) ポンプ、水壓器及送風機製造業
(一九) 計器製造業
(二〇) 試驗檢定及學術用器械製造業
(二一) 醫療器械製造業
(二二) 測量及製圖機械器具製造業
(二三) 照明用機械器具製造業（軍需用、輸出用、工場事業場用ノモノニ限ル）
(二四) 光學機械器具製造業（同右）
(二五) 車輛（部分品及附屬品ヲ含ム）製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
(イ) 鐵道及軌道用車輛製造業
(ロ) 自動車（部分品及附屬品ヲ含ム）製造業
(ハ) 自動車製造業

(ニ) 貨物運搬車製造業
(二六) 造船業（部分品及附屬品製造業ヲ含ム）
(二七) 航空機（部分品及附屬品ヲ含ム）製造業
(二八) 工具及軸受製造業
(二九) ベルト車、齒車、車輪及車軸製造業
六 兵器及兵器部分品製造業
七 窯業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
(一) 陶磁器製造業（軍需用、輸出用ノモノニ限ル）
(二) 碍子及碍管製造業
(三) ガラス及ガラス製品製造業（軍需用、輸出用ノモノニ限ル）
(四) 耐火物製造業
(五) セメント製造業
(六) セメント製品製造業
(七) 琺瑯鐵器製造業（軍需用、輸出用ノモノニ限ル）
八 化學工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
(一) 製藥（農業藥品ヲ含ム）業

(二) 工業藥品製造業
(三) 染料及中間物製造業
(四) 人造ゴム及再生ゴム製造業
(五) 鞣皮材料製造業
(六) 塗料及顔料製造業
(七) 發火物製造業（軍需用、輸出用、工場事業場用ノモノニ限ル）
(八) 石油精製業
(九) 人造石油（頁岩油ヲ含ム）製造業
(一〇) コークス及コールタール分溜物製造業
(一一) 代用液體燃料製造業
(一二) 植物油脂製造業（軍需用、輸出用ノモノニ限ル）
(一三) 動物油脂製造業（同右）
(一四) 加工油製造業（同右）
(一五) ゴム製品製造業（軍需用、輸出用、工場事業場用ノモノニ限ル）
(一六) 人造樹脂及同製品製造業
(一七) パルプ製造業

(一八) 製紙業
(一九) アセチルセルローズ製品製造業
(二〇) ヴアルガナイズドフアイバー製造業
(二一) 寫眞用フイルム乾板及感光紙製造業（軍需用、輸出用、醫療用ノモノニ限ル）
(二二) 肥料製造業
(二三) 製鹽業
(二四) 製革業（軍需用、輸出用、工場事業場用ノモノニ限ル）
(二五) 擬革製造業
(二六) 研磨材料及研磨用品製造業
(二七) 炭素製品製造業
(二八) 大豆カセイン工業

九　製材及合板業

一〇　食料品工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
(一) 味噌、醬油、食酢製造業
(二) 製粉業
(三) 澱粉製造業

(四) 製糖業
(五) 罐壜詰製造業（軍需用、輸出用ノモノニ限ル）
(六) 畜産品製造業（同右）
(七) 水産品製造業（同右）
(八) 製茶業（同右）
一一 電氣及瓦斯業
一二 其ノ他ノ工業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
(一) 綿及麻製綱繩及網製造業
(二) 衞生材料品（脱脂綿ヲ含ム）製造業
(三) 石綿及雲母製品製造業
(四) 燐寸製造業
(五) 機械用ベルト製造業
(六) 配合飼料製造業
一三 運輸業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
(一) 鐵道及軌道業
(二) 自動車業ニシテ左ニ掲グルモノ

(イ) 乘合自動車業
(ロ) 貨物自動車業
(三) 海運業（艀業ヲ含ム）
(四) 航空業
(五) 其ノ他ノ運輸業
一四 通信業ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業
(一) 電氣通信業
(二) 郵便物運送請負業
一五 土木建築請負業
一六 農林水産業ノ改良指導ニ關スル事業
一七 前各號ニ掲ゲザル軍需品、輸出品製造加工業
以上指定された事業は軍需産業、生産力擴充計畫産業、輸出産業等國策遂行上重要なもののみである。

3 施行規則第三條及び第四條參照。地方長官の認可を受ければ自由に男子青少年を雇入れることができる。

4 その認可申請に不正又は虚僞の事實があると認められた場合につき第五條第一項參照。な

ほ經過規定として附則第二項參照。

5　昭和十四年十二月三十一日現在において男子青少年を雇傭してゐない者が將來新たにこれを雇入れる必要のある場合又は男子青少年の現在雇傭員數が昭和十四年十二月三十一日現在における男子青少年の雇傭員數の七割以下に下らなくとも缺員の補充を必要とし若は同日現在の雇傭員數をさらに增員する必要のある場合については、男子青少年の雇傭總員數につき認可を受ければその定員まで雇入ができるのである。施行規則第五條及び第六條參照。

6　その認可申請に不正又は虛僞の事實があると認められた場合につき第五條第二項參照。

7　退營者を前雇傭主が再び雇入れることは入營者職業保障法の規定するところでもあるので本令の制限外とした。

8　施行規則第七條において定められてゐる。

第四條　女子タル青少年（以下女子青少年ト稱ス）ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外厚生大臣ノ**指定スル業務**[1]（以下指定業務ト稱ス）**ニ使用スル爲之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ**

一　指定業務ニ使用スル女子青少年ノ雇傭員數ガ**命令ヲ以テ定ムル員數**[2]ニ滿タザル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合

二　**指定業務**ニ使用スル女子青少年ヲ雇傭シ得ベキ**總員數**ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ[3]**國民職業指導所長ノ認可**ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合[4]

三　**其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合**[5]

1　厚生大臣の指定する業務は次の通りである（昭和十五年二月十五日厚生省告示第二十九號）。女子については、男子と異りその制限を受くべき指定業務を限局したのは、女子青少年は男子青少年ほど勞務需給狀況が逼迫してゐないからである。

一　左ノ營業ニ關スル業務

（一）料理店業（割烹店業、飲食店業、酒場業、カフエー業、喫茶店業、ミルクホール業、其ノ他之ニ類スルモノヲ含ム）

（二）貸席業（貸座敷業、待合茶屋業、芝居茶屋業、遊船宿業其ノ他之ニ類スルモノヲ含ム）

（三）娛樂場業（遊園地業、遊技場（撞球、麻雀、ゴルフ、射的其ノ他公衆ヲシテ遊戲ヲ爲サシムル場所ヲ謂フ）業、舞踏場（舞踏敎授所ヲ含ム）業其ノ他之ニ類スルモノヲ含ム）

（四）興行場業（劇場業、映畫館業、演藝場業其ノ他之ニ類スルモノヲ含ム）

二　藝妓（見習中ノ者ヲ含ム）、酌婦其ノ他之ニ類スル業務

2　昭和十四年十二月三十一日現在において指定業務に使用するため雇傭してゐた女子青少年員數の七割である。施行規則第九條參照。

3　昭和十四年十二月三十一日現在において女子青少年を雇傭してゐなかつた者が將來新たに女子青少年を雇入れる場合又は女子青少年現在雇傭員數が昭和十四年十二月三十一日現在に

おける女子青少年の雇傭員數の七割以下に下らなくとも缺員の補充を必要とし若は同日現在の雇傭員數をさらに增員する必要のある場合については女子青少年の雇傭總員數につき認可を受ければその定員までの雇入ができるのである。施行規則第十條及び同第十二條（第六條の準用）參照。

4　その認可申請に不正又は虚僞の事實があると認められた場合につき第五條第二項參照。

5　施行規則第十一條に示されてゐる。

第五條　地方長官第三條第二號ノ認可ノ**申請ニ付不正又ハ虚僞**ノ事實アリト認ムルトキハ認可ヲ**取消**スコトヲ得

國民職業指導所長第三條第三號又ハ前條第二號ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚僞ノ事實アリト認ムルトキハ認可シタル**員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消**スコトヲ得

第六條　厚生大臣又ハ地方長官ハ青少年ノ雇入ニ關シ**監督上必要ナル命令**ヲ爲スコトヲ得

第七條　厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所[1]ニ依リ青少年ノ雇入ニ關シ國家總動員法第三十一條[2]ノ規定ニ基ク**報告**ヲ徵スルコトヲ得

1　施行規則第十五條參照。

2　國家總動員法第三十一條

『政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得』

第八條　地方長官又ハ國民職業指導所長必要ト認ムルトキハ青少年ノ雇入ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ青少年ヲ雇入レタル者又ハ雇入レントスル者ノ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他ノ場所ニ**臨檢**シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ**檢査**セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス**證票**[1]ヲ携帶セシムベシ

1　施行規則第十六條參照。

第九條　**年齡十二年未滿ノ者**ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齡十二年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入ルルモノト看做ス但シ此ノ場合ニ於テ命令[1]ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入ルルモノト看做ス[2]

1　施行規則第十七條參照。

2　本令施行前における雇入の場合については適用がない。附則第三項參照。

第十條　本令ハ**左ノ各號ノ一ニ該當スル事業**（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク[1]）ニ使用スル爲又ハ**船員**トシテ使用スル爲青少年ヲ雇入ルル場合ニハ之ヲ**適用セズ**

一　土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

二　動物ノ飼育又ハ水產動植物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜產業、養蠶業又ハ水產業

1　命令をもつて定められたものは現在のところはない。

第十一條　本令ハ國、道府縣竝ニ市町村及之ニ準ズベキモノ[1]其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノ[2]ノ青少年ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

1　市町村組合等を謂ふ。

2　施行規則第十八條により、神社、水利組合、北海道土功組合。

第十二條　本令ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル女子青少年ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

第十三條　本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（膠湖廳ニ在リテハ廳長）樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附　則

本令ハ昭和十五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第三條第二號ノ事業ヲ營ム者ハ本令施行後六十日間ヲ限リ同條同號ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第九條ノ規定ハ本令施行前年齡十二年未滿ノ者ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

（四）青少年雇入制限令施行規則（昭和十五年二月十五日厚生省令第二號 昭和十六年二月一日厚生省令第二號改正）

第一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ青少年雇入制限令（以下令ト稱ス）第二條第四號ノ規定ニ依リ令第二條ノ**青少年**（以下青少年ト稱ス）**タラザルモノ**トス

一　軍人又ハ之ニ準ズベキ者（軍屬ヲ含ム）トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷病ノ程度ニ達スルモノ

二　國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障碍ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル者

前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ樣式第一號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第二條　令第三條第一號ノ員數ハ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所（本

則施行地外ニ在ルモノヲ除ク）毎[1]ニ昭和十四年十二月三十一日現在ニ於テ雇傭シ居リタル男子青少年（日日雇傭シ居リタル者又ハ三十日未滿ノ期間ヲ定メテ雇傭シ居リタル者ヲ除ク）ノ員數ノ**百分ノ七十**ニ相當スル員數トス員數ノ算定ニ付一未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ其ノ端數ハ之ヲ一トシテ計算スルモノトス[2]

男子青少年ヲ雇入ルル日ニ於テ現ニ雇傭スル男子青少年中ニ**入營（應召ノ場合ヲ含ム）中ノ者**アルトキハ其ノ員數ヲ前項ノ規定ニ依リ算定シタル員數ニ加ヘタル員數ヲ以テ令第三條第一號ノ員數トス[3]

1 同一雇傭主が數工場を有するやうな場合には各工場毎に算定するのである。

2 從つて、三人以下の青少年を雇傭する場合には、一人の缺員が生じても直ちに補充できる譯である。これに反し、四人乃至六人を雇傭してゐた者は、二人の缺員が生じた場合に始めて一人を補充できるのである。

3 例へば昭和十四年十二月三十一日現在で男子青少年百人を雇傭してゐた者について、その青少年中四十人が雇傭關係を繼續したまま應召入營した時は、百人の七割に相當する七十人に應召入營者の四十人を加へた百十人まで青少年を雇傭し得るのである。しかし、この場合でも應召入營者も現に雇傭してゐる者であるから、實際に使用し得る員數は七十人である。應召入營者が歸還した場合にはそれをそのまま使用して差支へないのであるが、その後缺員を生じた場合には雇傭員數が七十人以下に下つた場合においてのみ七十人に達するまで補充

ができる。

第三條 **令第三條第二號ノ認可**ヲ受ケントスル者ハ樣式第二號ニ依リ工場、事業場其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シテ當該場所ノ所在地ノ所轄地方長官ニ申請スベシ但シ工場、事業場其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ガ本則施行地外ニ在ルトキハ本則施行地內ニ於ケル主タル事務所ノ所在地（主タル事務所ナキ場合ハ主トシテ雇入ヲ爲スベキ地）ノ所轄地方長官ニ申請スベシ

第四條 地方長官必要ト認ムルトキハ令第三條第二號ノ**認可ニ期限又ハ條件**ヲ附スルコトヲ得

第五條 **令第三條第三號ノ認可**ヲ受ケントスル者ハ樣式第三號ニ依リ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第六條 國民職業指導所長必要ト認ムルトキハ令第三條第三號ノ**認可ニ期限又ハ條件**ヲ附スルコトヲ得

第七條 **令第三條第五號ノ場合**トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 日日男子青少年ヲ雇入ルル場合[1]

二 三十日未滿ノ期間ヲ定メテ男子青少年ヲ雇入ルル場合[2]

三 事業ノ經營其ノ他ノ事由ノ爲特ニ必要アル場合ニ於テ特定ノ男子青少年ノ雇入ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合[3]

四　工場事業場管理令ニ依リ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ管理スル工場又ハ事業場ニ於テ同令ニ基キ人員ノ増加ヲ命ゼラレタル場合

五　營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル男子青少年ヲ引續キ雇入ルル場合

六　工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テ男子青少年ノ雇入員數ニ付厚生大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合[4]

前項第二號ノ規定ニ依リ雇入レタル男子青少年ヲ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ雇傭セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ其ノ者ヲ新ニ雇入ルルモノト看做ス

第一項第一號ノ規定ニ依リ雇入レタル男子青少年ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入ルル場合又ハ前項ノ場合ハ第一項第一號又ハ第二號ニ該當セザルモノトス

第一項第三號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ樣式第四號ニ依リ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第一項第六號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ樣式第五號ニ依リ雇入ヲ爲スベキ地ガ二道府縣以上ニ亙リ且雇入レントスル男子青少年ノ員數ガ三十人以上ナル場合ニ在リテハ厚生大臣ニ、其ノ他ノ場合ニ在リテハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄地方長官ニ申請スベシ

1　本條第三項參照。

2　本條第二項及び第三項參照。

3　本條第四項及び第十二條（第六條を準用）參照。

4　本條第五項及び第八條參照。

第八條　厚生大臣又ハ地方長官必要ト認ムルトキハ前條第一項第六號ノ**認可ニ期限又ハ條件**ヲ附スルコトヲ得

第九條　令第四條第一號ノ員數ハ女子青少年ヲ雇傭スル場所（本則施行地外ニ在ルモノヲ除ク）毎ニ昭和十四年十二月三十一日現在ニ於テ令第四條ノ業務（以下指定業務ト稱ス）ニ使用スル爲雇傭シ居リタル女子青少年（日日雇傭シ居リタル者又ハ三十日未滿ノ期日ヲ定メテ雇傭シ居リタル者ヲ除ク）ノ員數ノ百分ノ七十ニ相當スル員數トス員數ノ算定ニ付一未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ其ノ端數ハ之ヲ一トシテ計算スルモノトス[1]

1　第二條註1及び2參照

第十條　令第四條第二號ノ**認可**ヲ受ケントスル者ハ樣式第六號ニ依リ女子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第十一條　令第四條第三號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一　營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル女子青少年ヲ引續キ雇入ルル場合

二　女子青少年ヲ雇傭スル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テ女子青少年ノ雇入員數ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合[1)]

前項第二號ノ認可ヲ受ケントスル者ハ樣式第七號ニ依リ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

1　第十二條參照。

第十二條　第六條ノ規定ハ第七條第一項第三號、前條第一項第二號及令第四條第二號ノ**認可**ニ付之ヲ準用ス

第十三條　雇傭主ガ其ノ雇傭スル青少年ニ付工場、事業場、事務所其ノ他青少年ノ使用ノ場所間ニ**所屬ノ移動**ヲ行フ場合ニ於テハ令ノ適用ヲ付テハ後ノ使用ノ場所ニ於テ其ノ者ヲ新ニ雇入ルルモノトス

第十四條　常時五人以上ノ男子青少年ヲ雇傭スル者ハ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所毎ニ樣式第八號ニ依ル**青少年雇傭名簿**ヲ備付ケ男子青少年ノ雇入解雇ニ關スル事項ヲ記載スベシ但シ工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ使用スル男子青少年ニ付テハ職工名簿又ハ鑛夫名簿ヲ以テ青少年雇傭名簿ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ハ指定業務ニ使用スル女子青少年ヲ常時五人以上雇傭スルモノニ付之ヲ準用ス

第十五條　令第七條ノ規定ニ依ル**報告**ハ青少年雇入ノ關係人ヨリ之ヲ徵ス

第十六條　令第八條第二項ノ**證票**ハ樣式第九號ニ依ルモノトス

第十七條　**令第九條但書ノ認可**ヲ受ケントスル者ハ年齡十二年未滿ニ於テ雇入レタル者ガ年齡十二年ニ達スル日前十日目迄ニ申請スベシ

第十八條　令第十一條ノ規定ニ依リ左ニ揭グルモノノ**青少年ノ雇入ニハ令ハ之ヲ適用セズ**

一　神社

二　水利組合

三　北海道土功組合

第十九條　地方長官又ハ國民職業指導所長ニ對シ爲スベキ**申請又ハ報告**ハ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他青少年ヲ雇傭スル場所毎ニ之ヲ爲スベシ

附　則

本則ハ青少年雇入制限令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樣式第一號　就職認可申請書

本籍		
居住地		
氏名及生年月日	年　月　日生	

最終學歷	
職歷 前職	
職歷 現職	
身體障碍ノ狀況 障碍ノ種類	
身體障碍ノ狀況 障碍ノ狀況	
希望職業	
備考	

昭和　年　月　日　申請者　氏　名　㊞

國民職業指導所長宛

備考

一　本申請書ハ居住地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト

二　身體ノ障碍狀況ハ成ルベク詳細ニ記載スルコト

三　申請者年齡十八年未滿ナルトキハ法定代理人ニ於テ申請者ト連署スルコト

樣式第二號

軍資 秘

青少年雇入認可申請書

事業ノ種類		工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地	〔年月創立(開業)〕						
利用狀況	軍需官 %	需輸出 %	其ノ他 %						
主要生産販賣品目	申請前一ヶ年間ニ於ケル生産販賣額	申請後一ヶ年間ニ於ケル生産販賣見込額							
	金額 圓	金額 圓							
	數量	數量							

從業者數	男女別	申請ノ前月末日現在	認可後六ヶ月以内ニ新規ニ増員スベキ見込數
	男	人（内青少年　人）	人（内青少年　人）
	女	人（内青少年　人）	人（内青少年　人）
申請ノ理由			
備考			

昭和　年　月　日

住所

申請者　氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名）㊞

地方長官宛

備考

一　本申請書ハ正副二通ヲ作成シ工場、事業場其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シテ當該場所ノ所在地ノ所轄地方長官ニ提出スルコト但シ工場、事業場其ノ他男子青少年ヲ雇傭スル場所ガ内地以外ニ在ルトキハ内地ニ於ケル主タル事務所（主タ

ル事務所ナキトキハ主トシテ男子青少年ヲ雇入ルベキ地）ノ所轄地方長官ニ直接提出スルコト

二　「事業ノ種類」欄ニハ事業ノ種類ヲ成ルベク具體的ニ記載スルコト

三　「工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地」ノ欄ニハ何々會社何々工場等雇入ルベキ男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ名稱及所在地ヲ記載シ左側括弧内ニ當該工場、事業場、事務所等ノ創立（開業）年月ヲ記載スルコト、合併ニ依リ創立（開業）セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場、事業場、事務所等ノ創立年月ト合併年月ヲ記載スルコト

四　「利用狀況」欄ニハ申請前一ヶ年間（申請前一ヶ年以内ニ新設シタル工場、事業場等ニ在リテハ新設ノ時ヨリ申請ノ時ニ至ル期間）ニ於ケル生産金額（申請前一ヶ年間ノ生産金額不明ノトキハ最近ノ營業年度一ヶ年間ニ於ケル生産金額）ニ依ル百分比ヲ記載シ其ノ「軍需」欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ、其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ、「官需」欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノ、「輸出」欄ニハ輸出ニ向ケラレタルコト明カナルモノニ付記載スルコト、尚生産ヲ爲サザル事業又ハ鑛業、製鐵事業等原料素材製造業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

五　「主要生産販賣品目」ニ關スル欄ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト

(イ)　生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事業ニ付テハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

(ロ)　販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リ

テハ「販賣」ノ文字ヲ削ルコト

(イ) 生産、販賣及生産、販賣見込額ハ各品目別ニ記載スルコト

(ニ) 陸海軍ヨリ直接受註ノモノニ付テハ之ヲ記載スルヲ要セザルコト

(ホ) 生産數量ノ單位ハ任意トスルモ成ルベク全記載ヲ通ジ統一スルコト

(ヘ) 申請前一ヶ年間ニ於ケル生産、販賣額又ハ申請後一ヶ年間ニ於ケル生産、販賣見込額不明ノトキハ最近ノ營業年度一ヶ年間ニ於ケル生産、販賣額又ハ次ノ營業年度一ヶ年間ニ於ケル生産、販賣見込額ヲ記入スルコト（次ノ營業年度一ヶ年間ニ於ケル生産、販賣見込額モ不明ノトキハ見込額ニ付テハ全然記載ヲ要セザルコト）

六 「從業者數」欄中「申請ノ前月末日現在」欄ニハ從業者ノ總數ヲ記載スルコト、尙左側括弧內ニハ右ノ從業者中令第二條ノ青少年ニ該當スルモノ（年齡十二年以上三十年未滿ノ男子又ハ年齡十二年以上二十年未滿ノ女子ニシテ令第二條各號ノ一ニ該當セザルモノ）ノ數ヲ記載スルコト

七 「申請ノ理由」欄ニハ當該工場、事業場等ニ於ケル男子青少年不足ノ狀況及之ニ伴フ支障ノ狀況等ヲ記載スルコト、尙生産施設ノ擴充計畫アル場合ニ於テハ其ノ計畫ノ大要及資金、物資ノ配給等ノ關係（擴充計畫ニ付臨時資金調整法ニ依ル認許可アリタルモノハ其ノ認許可ノ年月日番號及認許可アリタル事項）ヲモ記載スルコト

八 工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社何々工場工場管理人、何々會社何何鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人、鑛業代理人ナルコトヲ明ニシテ其ノ氏名ヲ記載シ申請者ノ住所ハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト

九 本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍係官ノ證明書ヲ添附シテ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

樣式第三號

軍資秘

男子青少年雇傭定員認可申請書

事業ノ種類		工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地	〔　年　月創立（開業）〕		
利用狀況	軍需官	軍需官	輸出	其ノ他	
	%	%	%	%	
主要生産販賣品目	申請前一ヶ年間ニ於ケル生産販賣額	申請後一ヶ年間ニ於ケル生産販賣見込額	昭和十四年中ニ於ケル生産販賣額		
	金額	數量	金額	數量	
	圓	圓	圓	圓	

從業者數	男女別	昭和十四年十二月末日現在	申請ノ前月末日現在	認可後六ヶ月以内ニ新規ニ增員スベキ見込數							
	男	人（内青少年 人）	人（内青少年 人）	人（内青少年 人）							
	女	人（内青少年 人）	人（内青少年 人）	人（内青少年 人）							
認可ヲ受ケントスル男子青少年雇傭定員											
申請ノ理由											
備考											

昭和　年　月　日

國民職業指導所長宛

住所

申請者　氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名）　印

備考

一　「事業ノ種類」欄ニハ事業ノ種類ヲ成ルベク具體的ニ記載スルコト

二　「工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ所在地」欄ニハ何々會社何々工場等雇入ルベキ男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ名稱及所在地ヲ記載シ左側括弧内ニ當該工場、事業場、事務所等ノ創立（開業）年月ヲ記載スルコト、合併ニ依リ創立セラレタルモノナル時ハ其ノ合併前ノ工場、事業場、事務所等ノ創立年月ト合併年月ヲ記載スルコト

三　「利用狀況」欄ニハ申請前一ヶ年間（申請前一ヶ年以内ニ新設シタル工場、事業場等ニ在リテハ新設ノ時ヨリ申請ノ時ニ至ル期間）ニ於ケル生產金額（申請前一ヶ年間ノ生產金額不明ノトキハ最近ノ營業年度一ヶ年間ニ於ケル生產金額）ニ依ル百分比ヲ記載シ、其ノ「軍需」欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ、其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ、「官需」欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノ、「輸出」欄ニハ輸出ニ向ケラレタルコト明カナルモノニ付記載スルコト、尙生產ヲ爲サザル事業又ハ鑛業、製鐵事業等原料素材製造業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

四　「主要生産販賣品目」ニ關スル欄ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト

(イ)　生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事業ニ付テハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

(ロ)　販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ削ルコト

(ハ)　生産、販賣額及生産、販賣見込額ハ各品目別ニ記載スルコト

(ニ)　陸海軍ヨリ直接受註ノモノニ付テハ之ヲ記載スルコトヲ要セザルコト

(ホ)　生産數量ノ單位ハ任意トスルモ成ルベク全記載ヲ通ジ統一スルコト

(ヘ)　申請前一ヶ年間ニ於ケル生産、販賣額又ハ申請後一ヶ年間ニ於ケル生産、販賣額又ハ次ノ營業年度一ヶ年間ニ於ケル生産、販賣見込額ヲ記入スルコト（次ノ營業年度一ヶ年間ニ於ケル生産、販賣見込額モ不明ノトキハ見込額ニ付テハ全然記載ヲ要セザルコト）

五　「從業者數」欄中「昭和十四年十二月末日現在」及「申請ノ前月末日現在」欄ニハ從業者ノ總數ヲ記載スルコト尙左側括弧内ニハ右ノ從業者中令第二條ノ青少年ニ該當スルモノ（年齢十二年以上三十年未滿ノ男子又ハ年齢十二年以上二十年未滿ノ女子ニシテ令第二條各號ノ一ニ該當セザルモノ）ノ數ヲ記載スルコト

六　「認可ヲ受ケントスル男子青少年雇傭定員」欄ニハ當該工場、事業場、事務所又ハ店舗等ニ

於テ常時雇傭セントスル總員數ヲ記載スルコトトシ、今後新ニ雇入レントスル男子青少年ノミノ數ヲ記載セザルコト

七　「申請ノ理由」欄ニハ現在ニ於ケル男子青少年不足ノ狀況及之ニ伴フ支障ノ狀況ヲ記載スルコト尙生産施設ノ擴充計畫アル場合ニ於テハ其ノ計畫ノ大要及資金、物資ノ配給等ノ關係（擴充計畫ニ付臨時資金調整法ニ依ル認許可アリタルモノハ其ノ認許可ノ年月日、番號及認許可アリタル事項）ヲモ記載スルコト

八　工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社何々工場工場管理人、何々會社何々鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人、鑛業代理人ナルコトヲ明ニシテ其ノ氏名ヲ記載シ申請者ノ住所ハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト

九　本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍係官ノ證明書ヲ添附シテ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

樣式第四號

秘

特定ノ男子青少年雇入員數認可申請書

事業ノ種類	工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地
主要生産販賣品目	〔　年　月創立（開業）〕

從業者數			雇入認可ヲ受ケントスル特定ノ男子青少年					申請ノ理由	備考
男女別	昭和十四年十二月末日現在	申請ノ前月末日現在	氏名	生年月日及	年月日	年月日	年月日		
男	人 （内青少年 人）	人 （内青少年 人）	使用セントスル業務ノ種類						
女	人 （内青少年 人）	人 （内青少年 人）	住所						

昭和　年　月　日

申請者　住所

氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名）㊞

國民職業指導所長宛

備考

一　「事業ノ種類」欄ニハ事業ノ種類ヲ成ルベク具體的ニ記入スルコト

二　「工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地」欄ニハ何々會社、何々工場等雇入ルベキ男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ名稱及所在地ヲ記載シ左側各括弧内ニ當該工場、事業場、事務所等ノ創立（開業）年月ヲ記載スルコト、合併ニ依リ創立セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場、事業場、事務所等ノ創立年月ト合併年月ヲ記載スルコト

三　「主要生産販賣品目」欄ニハ主要生産、販賣品ノ名稱ヲ記載スルコト、尙販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ削リ、生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

四　「從業者數」欄ニハ昭和十四年十二月末日現在及申請ノ前月末日現在ニ於ケル從業者ノ總數ヲ男女別ニ記載シ且左側括弧内ニ其ノ從業者中令第二條ノ青少年ニ該當スルモノ（年齡十二年

以上三十年未滿ノ男子又ハ年齡十二年以上二十年未滿ノ女子ニシテ令第二條各號ノ一ニ該當セザルモノ）ノ數ヲ記載スルコト

五　「雇入認可ヲ受ケントスル特定ノ男子青少年」欄中「使用セントスル業務ノ種類」欄ニハ雇入ルベキ男子青少年ヲ就業セシムベキ業務ノ種類ヲ成ルベク詳細ニ記載スルコト

六　「申請ノ理由」欄ニハ特定ノ男子青少年ノ雇入レヲ特ニ必要トスル理由ヲ成ルベク詳細ニ記載スルコト

七　工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社何々工場工場管理人、何々會社何鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人、鑛業代理人ナルコトヲ明ラカニシテ其ノ氏名ヲ記載シ申請者ノ住所ハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記スルコト

八　本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍係官ノ證明書ヲ添附シテ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

様式第五號

［軍資秘］

男子青少年雇入認可申請書

事業ノ種類		工場、事業場、事務所又ハ店舖ノ名稱及所在地	（　年　月　創立（開業））
主要生產販賣品目		生產販賣額	

利用狀況	軍需	％	官需	％	需輸出	％	其ノ他	％
從業者數	男	人	女	人	計	人		
認可ヲ受ケントスル男子青少年數（認可後六ケ月以内ニ雇入レントスル數）	人	內雇入地道府縣別課	道府縣	人員	道府縣	人員	道府縣	人員
申請ノ理由								

備考			
認可後六ケ月以內ニ於テ雇入レントスル男子從業者總數	內地	其ノ他	
內地ニ於ケル主タル事務所ノ名稱及所在地			
其ノ他			

昭和　年　月　日

地方長官（厚生大臣）宛

申請者　住所

氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名）㊞

備考

一　申請書ハ雇入ヲ爲スベキ地ガ二道府縣以上ニ亙リ且雇入レントスル男子青少年ノ員數ガ三十人以上ナル場合ニ在リテハ厚生大臣ニ、其ノ他ノ場合ニ在リテハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄地方長官宛トスルコト

二　「事業ノ種類」欄ニハ事業ノ種類ヲ成ルベク具體的ニ記載スルコト

三　「工場、事業場、事務所又ハ店舗ノ名稱及所在地」欄ニハ何々會社何々工場等雇入ルベキ男子青少年ヲ雇傭スル場所ノ名稱及所在地ヲ記載シ、左側括弧内ニ當該工場、事業場、事務所等ノ創立（開業）年月ヲ記載スルコト、合併ニ依リ創立セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場、事業場、事務所等ノ創立年月ト合併年月トヲ記載スルコト

四　「主要生産販賣品目」欄ニハ主要生産、販賣品ノ名稱ヲ記載スルコト、尙販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ削リ、生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

五　「生産販賣額」欄ニハ當該工場、事業場等ニ於ケル總生産額又ハ總販賣額ヲ記載スルコト、尙販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ削リ、生産、販賣ノ何レヲモ爲サザル事業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

六　「利用狀況」欄ニハ申請前一ケ年間（申請前一年以内ニ新設シタル工場、事業場等ニ在リテハ新設ノ時ヨリ申請ノ時ニ至ル期間）ニ於ケル生産金額（申請前一ケ年間ノ生産金額不明ノトキハ最近ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産金額）ニ依ル百分比ヲ記載シ、其ノ「軍需」欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ、其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ、「官需」欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノ、「輸出」欄ニハ輸出ニ向ケラレタルコト明カナルモノニ付記載スルコト、尙生産ヲ爲サザル事業又ハ鑛業、製鐵事業等原料素材製造業ニ在リテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

七　「從業者數」欄ニハ申請ノ時ニ於テ當該工場、事業場等ニ於テ現ニ雇傭スル從業者ノ總數（青少年以外ノ者ヲ含ム）ヲ記載スルコト

八　「認可ヲ受ケントスル男子青少年數」欄ニハ認可後六ケ月以内ニ内地ニ於テ雇入レントスル男子青少年ノ員數ヲ記載スルコト

九　「雇入地道府縣別内譯」欄ニハ雇入レントスル地ガ二道府縣以上ニ亙ル場合ニ限リ道府縣別ニ

男子青少年ノ雇入見込數ヲ記載スルコト

一〇 「申請ノ理由」欄ニハ當該工場、事業場等ニ於ケル男子青少年不足ノ狀況、之ニ伴フ支障ノ狀況及內地ニ於テ特ニ男子青少年ノ雇入レヲ爲スベキ理由等ヲ記載スルコト、尙生產施設ノ擴充計畫アル場合ニ於テハ其ノ計畫ノ大要及資金、物資ノ配給等ノ關係ヲモ記載スルコト

一一 「備考」欄中「認可後六ヶ月以內ニ於テ雇入レントスル男子從業者總數」欄ニハ內地及內地以外別ニ認可後六ヶ月以內ニ雇入レントスル男子從業者（青少年以外ノ者ヲ含ム）ノ總數ヲ記載スルコト

「備考」欄中「內地ニ於ケル主タル事務所ノ名稱及所在地」欄ニハ內地ニ於テ主タル事務所ナキ場合ハ申請者ノ主タル滯在場所ヲ記載スルコト

一二 工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社何々工場工場管理人、何々會社何々鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人、鑛業代理人ナルコトヲ明カニシテ其ノ氏名ヲ記載シ申請者ノ住所ハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト

一三 本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍係官ノ證明書ヲ添附シテ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

様式第六號

女子青少年雇傭定員認可申請書

營業所ノ名稱又ハ所在地							
營業ノ種類				營業所ノ規模	總建坪　坪 內營業ニ使用スベキ坪數　坪	〔年　月　開業〕	
從業者數	男女別	昭和十四年十二月末日現在		申請ノ前月末日現在		認可後六ヶ月以內ニ新規ニ增員スベキ見込數	
	男	（內青少年　人）人		（內青少年　人）人		（內青少年　人）人	
	女	（內青少年　人）人		（內青少年　人）人		（內青少年　人）人	
認可ヲ受ケントスル女子青少年雇傭定員							
申請ノ理由							
備考							

昭和　年　月　日

申請者　住所

氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名）㊞

國民職業指導所長宛

備考

一　「營業所ノ名稱」欄ニハ雇入ルベキ女子青少年ヲ雇傭スル營業所ノ名稱（何々料理店等）ヲ記載シ左側括弧内ニ當該營業所ノ開業年月ヲ記載スルコト

二　「營業ノ種類」欄ニハ料理店業、藝妓置屋業、撞球遊戯場業等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト

三　「從業者」欄ニハ指定業務（令第四條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル業務）ニ使用スル爲雇傭スル從業者ニ付記載スルコト、尙左側括弧内ニハ指定業務ニ使用スル從業者中令第二條ノ女子青少年ニ該當スルモノ（年齢十二年以上二十年未滿ノ女子ニシテ令第二條各號ノ一ニ該當セザルモノ）ノ數ヲ記載スルコト

四　「認可ヲ受ケントスル女子青少年雇傭定員」欄ニハ當該營業所ニ於テ常時雇傭セントスル女子青少年ノ總員數ヲ記載スルコトトシ今後新ニ雇入レントスル女子青少年ノ員數ノミヲ記載セザルコト

五　代理人ニ於テ申請スルトキハ代理人ナルコトヲ明カニシテ其ノ氏名ヲ記載シ申請者ノ住所ハ營業所ノ所在地ヲ記載スルコト

様式第七號

女子青少年雇入員數認可申請書

營業ノ種類	營業所名稱及所在地	（年　月　開業）
從業者數	男	人
	女	人
	計	人
認可ヲ受ケントスル女子青少年數（認可後六ケ月以内ニ雇入レントスル數）	人	
雇入地方郡市別内譯	郡市	人員
	郡市	人員
	郡市	人員
	郡市	人員
申請ノ理由		
備考	認可後六ケ月以内ニ於テ雇入レントスル女子從業者總數	内地
		其ノ他
	内地ニ於ケル主タル事務所ノ名稱及所在地	
其ノ他		

昭和　年　月　日

國民職業指導所長宛

申請者　住所

氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名）　印

備考

一　「營業ノ種類」欄ニハ料理店業、藝妓置屋業、撞球遊戯場業等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト

二　「營業所ノ名稱及所在地」欄ニハ雇入ルベキ女子青少年ヲ雇傭スル營業所ノ名稱（何々料理店等）及所在地ヲ記載シ左側括弧内ニ當該營業所ノ開業年月ヲ記載スルコト

三　「從業者」欄ニハ申請ノ時ニ於テ當該營業所ニ於テ現ニ指定業務（令第四條ノ現定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル業務）ニ使用スル爲雇傭スル從業者ノ總數（青少年以外ノ者ヲ含ム）ヲ記載スルコト

四　「認可ヲ受ケントスル女子青少年數」欄ニハ認可後六ヶ月以内ニ内地ニ於テ雇入レントスル女子青少年ノ員數ヲ記載スルコト

五　「雇入地方郡市別内譯」欄ニハ郡市別ニ女子青少年ノ雇入見込數ヲ記載スルコト

六　「申請ノ理由」欄ニハ特ニ内地ニ於テ雇入レントスル理由ヲ成ルベク詳細ニ記載スルコト

七　「備考」欄中「認可後六ヶ月以内ニ於テ雇入レントスル女子從業者總數」欄ニハ内地及内地以外別ニ認可後六ヶ月以内ニ指定業務ニ使用スル爲雇入レントスル女子從業者（青少年以外ノ者ヲ含ム）ノ總數ヲ記載スルコト

「備考」欄中「内地ニ於ケル主タル事務所ノ名稱及所在地」欄ニハ内地ニ於テ主タル事務所ナキ場合ハ申請者ノ主タル滯在場所ヲ記載スルコト

八　代理人ニ於テ申請スルトキハ代理人ナルコトヲ明カニシテ其ノ氏名ヲ記載シ、申請人ノ住所ハ營業所ノ所在地ヲ記載スルコト

樣式第八號

青少年雇傭名簿

業務ノ種別	青少年氏名及生年月日	本籍	雇入年月日	解雇年月日	備考
	年　月　日		年　月　日	年　月　日	
	年　月　日		年　月　日	年　月　日	
	年　月　日		年　月　日	年　月　日	

		年　月　日
年　月　日	年　月　日	年　月　日
年　月　日	年　月　日	年　月　日
年　月　日	年　月　日	年　月　日

備考

一　業務ノ種類ハ當該青少年ノ從事スル業務ヲ記載スルコト

二　日日雇入レタル青少年ニ付テハ記載ヲ要セザルコト

三　本名簿ニハ昭和十五年三月一日現在ニ於テ雇傭シ居ル青少年及其ノ後雇入レタル青少年ニ付記載スルコト

様式第九號

本票ノ用紙ハ國定規格A7判（74mm×105mm）トシ中央部縦ノ所ヨリ二ツ折トス

（表面）

青少年雇入制限ニ關スル臨檢票

第　號

昭和　年　月　日交付

（裏面）

第　　號　昭和　　年　　月　　日交付

官職　　氏名

府縣又ハ國民職業指導所印

國家總動員法第三十一條　政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條　第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六ケ月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

青少年雇入制限令第八條　地方長官又ハ國民職業指導所長必要ト認ムルトキハ青少年ノ雇入ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ青少年ヲ雇入レタル者又ハ雇入レントスル者ノ工場、事業場、事務所、店舖其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

（五）　從業者移動防止令（昭和十五年十一月九日勅令第七百五十號　昭和十六年二月一日勅令第百十三號改正）

第一條　**從業者移動防止**ノ爲ニスル國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號[1]ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第六條[2]ノ規定ニ基ク從業者ノ雇入及使用ノ制限竝ニ解雇ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモ[5]ノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

1　南洋群島における國家總動員に關しては國家總動員法に依ることを定めた勅令である（昭和十三年五月四日勅令第三百十七號南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件）。

2　國家總動員法第六條

『政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就業、就職若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得』

本條はいはゆる戰時規定である。勿論支那事變の如く戰爭に準ずる事變の際にも適用がある。本條の規定に依る命令に違反した者は同法第三十六條の規定に依り一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる。

3　現在、船員の移動防止に關しては、船員使用等統制令（昭和十五年十一月八日勅令第七百

四十九號）が設けられてゐる。

第二條 本令ニ於テ指定從業者ト稱スルハ年齢十四年以上六十年未滿ノ男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

一 厚生大臣ノ指定スル事業[1]ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ引續キ[2]一月以上雇傭契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル勞務者[3]（以下指定勞務者ト稱ス）トシテ使用セラルル者

二 前號ノ事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ指定勞務者トシテ使用セラレ本令施行後ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シ且其ノ雇傭ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ經過セザル者[4]

三 引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル技術者[5]（以下指定技術者ト稱ス）トシテ使用セラルル者

四 引續キ一月以上雇傭契約ニ基キ指定技術者トシテ使用セラレ本令施行後ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シ且其ノ雇傭ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ經過セザル者[6]

1 從業者移動防止令第二條第一號の事業指定（昭和十五年十一月十五日厚生省告示第三百五十六號 昭和十六年五月二十九日厚生省告示第二百三十九號改正）

一 採鑛業

二 金屬工業

三 機械器具工業（船舶車輛製造業ヲ含ム）

四 化學工業（化學纖維製造業ヲ含ム）

五 ガス業及電氣業

六 窯業及土石加工業中左ニ掲グル事業

（一） 電氣用、醫療用、耐酸耐熱用陶磁器及ガラス製品製造業

（二） 光學ガラス及安全ガラス製造業

（三） セメント製造業

（四） 耐火煉瓦及耐火物製造業

（五） 石綿製品製造業

七 紡織工業中左ニ掲グル事業（但シ機械運轉工、精練漂白工、機械捺染工、金屬彫刻工、電工及汽罐士ニ限ル）

（一） 製絲業（生絲製造業以外ノ事業ヲ除ク）

（二） 紡績業

（三） 染色及整理業（絞染業、起毛業、染張洗濯業及機械ニ依ラザル捺染業ヲ除ク）

八 製材及合板業

九 衞生材料品製造業

十 ベルト製造業

十一　鐵道及軌道業
十二　自動車業
十三　航空業
十四　小運送業（小運送業法ニ依ル小運送業以外ノ事業ヲ除ク）
十五　通信事業
十六　兌換銀行券、郵券及官報類印刷ニ關スル事業
十七　陸軍又ハ海軍ノ作業廠ニ於テ行フ艦船兵器其ノ他ノ軍需品ノ造修、保管、補給又ハ輸送ニ關スル事業

なほ、ここに事業といふのは、相當組織的規律的で、且つ少くとも或る期間に亘り相當繼續的に行はれるものであることを要するが、必しも營利を目的とするものであることを要しない。從つて陸海軍作業廠なども一定の事業を行ふものと解する。

2　引續き一月以上とは、同一雇傭主に引續き一箇月以上使用される意味であつて、二以上の雇傭主に引續き使用された期間を通算しての意味ではない。

3　從業者移動防止令第二條第一號の勞務者指定（昭和十五年十一月十五日厚生省告示第三百五十七號）

一　職工（製圖手、企畫手ヲ含ム）
二　鑛夫

三　電工（電力電機工、電力電路工、通信電機工、通信電路工以外ノモノヲ除ク）
四　汽罐士
五　通信士
六　航空機整備員
七　運送從業員（小運送業法ニ依ル小運送業ニ從事スル運送從業員以外ノモノヲ除ク）
八　郵便及電報集配員

右の指定勞務者は、國民職業能力申告令の要申告者たると否とを問はない。なほ、ここに勞務者といふのは主として筋肉的な勞務に從事して賃金を受ける者を謂ひ、技術者は包含しない。

4　附則第三項に特則が設けられてゐる。

5　從業者移動防止令第二條第三號の技術者の指定（昭和十五年十一月十五日厚生省告示第三百五十八號）

一　鑛山技術者（採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ探鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）
二　冶金技術者（金屬ノ製錬、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）
三　電氣技術者（電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器

具、電線若ハ電纜ノ製作、取附、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）

四　電氣通信技術者（有線電信電話機、無線電信電話機（放送用ヲ含ム）、電視裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取附、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）

五　機械技術者（陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）

六　航空機技術者（航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者（航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク））

七　造船技術者（造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）

八　化學技術者（有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）

九　木工技術者（製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）

一〇　窯業技術者（セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル者）

技術者については、勞務者と異り、いかなる事業において從事するを問はず、すべて制限の對象となる。けだし、技術者は勞務者よりもその重要度が高いので、規制を強化されてゐるのである。

6　附則第三項に特則がある。

第三條　何人ト雖モ工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲前條第一號又ハ第三號ノ指定從業者ニ對シ自ラ又ハ他人ヲシテ其ノ被雇者タルコトヲ**勸誘シ又ハ勸誘セシムルコトヲ得ズ**他人ノ工場若ハ事業場ニ於テ使用セシムル爲又ハ指定技術者トシテ使用セシムル爲他人ノ被雇者タルコトヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコト亦同[1][2]ジ

1　本條は、工場、事業場で使用するために勸誘する場合には、當該從業者をいかなる業務に使用する場合でも禁止されるのであるが、工場、事業場以外の場所で使用する場合には、指定技術者として使用する場合に限つて禁止するのである。

また本條は、現に就業中の指定從業者に對する勸誘を禁止してゐるのであつて、退職後一定期間を經過してゐないいはゆる前歴者たる指定從業者に對する勸誘は禁止されてゐない。

2　事業主の委託を受けずして指定從業者を勸誘するブローカー的行爲も禁止されてゐる。

第四條　工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲他人ヲ雇入レントスルトキハ豫メ其ノ者ガ**指定從業者ナルヤ否ヲ確認**スルコトヲ要ス但シ國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入ルル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

指定從業者工場若ハ事業場ニ於テ使用セラルル爲又ハ指定技術者トシテ使用セラルル爲雇入レラレントスルトキハ命令[1]ノ定ムル所ニ依リ豫メ國家總動員法第三十一條[2]ノ規定ニ基キ其ノ**前歴ニ關スル事項ヲ國民職業指導所長ニ報告**スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ[3]

前項ノ報告ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入レラレントスル場合ニ在リテハ雇入レントスル者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ[4]

1　施行規則第一條參照。

2　國家總動員法第三十一條

『政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得』

3　施行規則第二條參照。

4　雇入主はその經由すべき指定從業者の報告を基礎として本條第一項の確認を行ふのであるが、國民職業指導所の紹介に依つて雇入れる場合には、その報告は雇入主を經由せずに直接

に國民職業指導所に爲されるのであり、雇入主には確認の義務はないのである。

第五條　工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲雇入レントスル者ガ指定從業者ナルトキハ命令[2]ノ定ムル所ニ依リ**國民職業指導所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ**[3]但シ命令[4]ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

1　工場、事業場で使用する場合は一切の指定從業者につき、工場、事業場以外の場所で使用するときは指定技術者として使用する場合に限り、それぞれ雇入の認可を要する。

2　施行規則第三條參照。

3　本條に違反した場合につき第七條及び第八條參照。

4　施行規則第四條參照。

第六條　何人ト雖モ**勞務供給契約**ニ基キ工場又ハ事業場ニ於テ**指定從業者ヲ使用スルコトヲ得ズ**[1]

1　指定從業者を勞務供給契約に基いて使用することは本條に依つて禁止され、國民職業指導所長の認可又は從前の使用主の同意書に依つて使用する途も開かれてゐない。けだし、從業者の移動を激成する虞があるからである。從つて、指定從業者はすべて雇傭契約に基いてこれを使用することを要する。

なほ、勞務供給事業規則第七條の二は、指定從業者を所屬勞務者とすることを禁止し、本條の規定に對應した措置を講じてゐる。

第七條　國民職業指導所長第五條ノ**認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實**アリト認ムルトキハ認可ヲ**取消**スコトヲ得

第八條　第五條ノ規定ニ違反シテ指定從業者ヲ雇入レタル者アルトキハ國民職業指導所長ハ其ノ者ニ對シ其ノ指定從業者ヲ**解雇スベキコトヲ命ズ**ルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消ヲ爲シタルトキ亦同ジ[1]

1　第五條の規定に反して指定從業者を雇入れたときは國家總動員法第六條の違反となり、同法第三十六條第二項の罰則が適用されるのであるが、さらに本條に依り解雇を命ずることができ、この解雇の命令にかかはらずなほ指定從業者を解雇しないときは、さらに總動員法第六條の違反となるのである。

第九條　地方長官從業者ノ移動ヲ防止スル爲必要アリト認ムルトキハ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ指定技術者又ハ指定勞務者ヲ雇傭スル者ニ對シ**指定從業者以外ノ從業者ノ雇入ノ方法ニ關シ制限**ヲ爲スコト得[1]

1　本條は、雇入の方法に關し、地方長官の裁量に基いて制限し得ることを認めたものであつて、例へば一定期間勞務者を雇入れる場合はすべて國民職業指導所の紹介に係る者を雇入れるべきことを定めるといふやうなことが豫想される。

第十條　何人ト雖モ**何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ**第五條又ハ第六條ノ規定ニ依ル**制限ヲ免ルル行爲**

ヲ爲スコトヲ得ズ[1]

1　移動防止の重要性に鑑み、いかなる名義をもつてしても第五條又は第六條の規定に依る制限を免れる行爲を爲すことを得ないものとして、脱法行爲を禁止することとしたのである。

第十一條　厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ指定從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係人[1]ヨリ**報告**ヲ徵スルコトヲ得[2]

1　指定從業者を雇入れようとする者のみならず、その從前の使用主及び雇入れられようとする指定從業者を含む。

2　なほ、報告については、施行規則第五條參照。

第十二條　厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ指定從業者ノ雇入又ハ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ指定從業者ヲ雇入レ若ハ雇入レントスル者又ハ使用シ若ハ使用セントスル者ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ**臨檢**シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ**檢査**セシムルコトヲ得[1]

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス**證票**[2]ヲ携帶セシムベシ

1　施行規則第六條參照。

2　施行規則第七條參照。

第十三條　第三條乃至第五條、第七條、第十條及第十一條ノ規定ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ指定從業者ヲ吏員トシテ採用[1]スル場合ニ之ヲ準用ス

1　市町村等の吏員の採用は、雇傭契約に基く使用とはその性質を異にするものがあるのですから特に本條の準用規定を設けたのである。

第十四條　本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル從業者ノ雇入又ハ使用ニハ之ヲ適用セズ

第十五條　本令ハ學校卒業者使用制限令[1]及青少年雇入制限令[2]ノ適用ヲ妨ゲズ

1　學校卒業者使用制限令と從業者移動防止令とは、各その立法の趣旨及び制限の態様を異にし、二者直接の關係はない。從つて、學校卒業者使用制限令の學校卒業者に該當し、且同時に移動防止令の指定從業者に該當する者を雇入れて使用する場合には、厚生大臣の認可員數の範圍内であり、且つ移動防止令に依る國民職業指導所長の認可又は前使用主の同意書を要するのである。

2　青少年雇入制限令も、移動防止令とは直接關係なく、兩者共に適用があるのである。從つて、青少年雇入制限令の雇入制限の對象たる青少年に該當し且つ移動防止令の制限對象たる指定從業者に該當する者を雇入れるときには、兩者の制限を同時に受けるのである。

第十六條　本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺

灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ國民職業指導所トアルハ朝鮮ニ在リテハ國トシ、道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

本令中國民職業指導所ニ關スル規定ハ臺灣及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

附　則

本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十二月五日ヨリ之ヲ施行ス

從業者雇入制限令[1]ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

本令施行ノ際現ニ從業者雇入制限令第一條第二號又ハ第四號ニ該當スル者ニシテ本令施行前ニ於テ其ノ雇傭ヲ終了シタルモノハ其ノ雇傭セラレタル場所ガ第二條第一號ノ事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ該當スル場合又ハ其ノ者ガ指定技術者ニ該當スル場合ニ於テハ從業者雇入制限令第一條第二號ノ學校卒業者ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ雇傭終了後一年間、其ノ他ノ者ニ在リテハ其ノ雇傭終了後六月間之ヲ本令ノ規定ニ依ル指定從業者ト看做ス

1　從業者雇入制限令（昭和十四年三月三十一日勅令第百二十六號）は國家總動員法第六條に基き、從業者の移動を防止する目的をもつて公布されたのであるが、これを廢止し、その內容を强化した從業者移動防止令が新たに公布された次第である。その强化された點は、適用を受ける從業者の年齡の範圍を擴大し、指定從業者の範圍を擴張し、制限の對象となるべき從事期間を短縮し、前歷者の制限期間を延長する外、勸誘行爲の禁止、指定從事者であるか否かの確認義務、前歷報告義務、勞務供給契約に基く指定從業者の使用禁止、脫法行爲の禁止等各部面について規制を强化されることになつたのである。

（六）　從業者移動防止令施行規則

（昭和十五年十一月十五日厚生省令第五十一號）
（昭和十六年二月一日厚生省令第二號改正）

第一條　從業者移動防止令（以下令ト稱ス）第四條第二項ノ**前歷ニ關スル報告**ハ雇入ニ依リ當該指定從業者ノ使用セラルベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地（當該指定從業者ノ使用セラルベキ場所ガ本則施行地外ニ在ルトキハ其ノ指定從業者ノ現在地）ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ樣式第一號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第二條　指定從業者第四條第二號ノ**雇入同意書ニ依リ雇入**レラルル場合ハ令第四條第二項ノ前歷ニ關スル報告ヲ爲サザルコトヲ得

第三條　令第五條ノ**認可ノ申請**ハ指定從業者ヲ雇入レントスル者樣式第二號ニ依リ令第二條第一號又ハ第三號ノ指定從業者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ現ニ就業スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ、同條第二號又ハ第四號ノ指定從業者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ從前就業シタル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ

前項ノ認可申請書ニハ令第四條第三項ノ規定ニ依リ受理シタル第一條ノ**前歷ニ關スル報告書アルトキハ之ヲ添附**スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依ル申請ハ當該指定從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所別ニ之ヲ爲シ且其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地（當該指定從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ガ本則施行地外ニ在ルトキハ其ノ指定從業者ノ現在地）ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由スベシ

第四條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ指定從業者ノ雇入ニ付國民職業指導所長ノ**認可ヲ受クルコトヲ要セズ**

一　前條第一項ノ規定ニ依リ雇入ニ付認可ヲ受クベキ**國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入ルル場合**

二　令第二條第一號又ハ第三號ノ指定從業者ノ雇入ニ付テハ現在ノ使用者、同條第二號又ハ第四號ノ指定從業者ノ雇入ニ付テハ從前ノ使用者當該指定從業者又ハ其ノ者ヲ雇入レントスル者ニ對シ其ノ者ノ雇入前豫メ樣式第三號ニ依ル**雇入同意書ヲ交付セル場合**

第五條 指定從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケ又ハ前條ノ規定ニ依リ指定從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケズシテ**指定從業者ヲ雇入レタル者**ハ雇入ノ日ヨリ五日以内ニ様式第四號ニ依リ當該指定從業者ヲ使用スル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ其ノ旨**報告**スベシ

第六條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民職業指導所官制第八條第二項ノ規定ニ基キ定メタル一般管轄區域ニ拘ラズ當該官吏ヲシテ本則施行地内ニ在ル關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ**臨檢**シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ**檢査**セシムルコトヲ得ルモノトス

第七條 令第十二條第二項ノ**證票**ハ様式第五號ニ依ルモノトス

附則

本則ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年厚生省令第四號從業者雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス

様式第一號　指定從業者前歴報告書

本籍	現住所	氏名	生年月日	卒業シタル学校及学科	國民職業能力申告令ニ依ル申告ノ有無	現在又ハ從前ノ就業場ニ於ケル事項							備考
			年　月　日生	（学校名）（学科名）		名稱	所在地	事業ノ種類	雇入レラレタル年月日	解雇又ハ退職ノ年月日	退職ノ理由	職業名	賃金又ハ給料	

昭和　年　月　日

右本人　氏　名㊞

國民職業指導所長宛

備考

一　「氏名」欄ニハ氏名ノ左側ニ生年月日ヲ記載スルコト

二　「卒業シタル學校及學科」欄ニハ工業及鑛業ニ關スル實業學校以上ノ學校ヲ卒業セザル者ハ記載スルコトヲ要セザルコト尙專門學校以上ノ學校ヲ卒業シタル者ハ最終卒業學校ニ付記載スルコト

三　「國民職業能力申告令ニ依ル申告ノ有無」欄ニハ國民職業能力申告令第二條ノ要申告者ニシテ同令第四條第一項ノ一般申告ヲ爲シタル者ハ「有リ」ト記載シ其ノ他ノ者ハ「無シ」ト記載スルコト

四　「現在又ハ從前ノ就業場ニ於ケル事項」欄ノ記載ハ左記ニ依ルコト

イ、從業者移動防止令（以下令ト稱ス）第二條第一號又ハ第三號ニ該當スル者（現職者）ハ現在使用セラルル就業場ニ付、同令第二號又ハ第四號ニ該當スル者（前歷者）ハ從前ノ就業場ニ付記載スルコト

ロ、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ「石炭鑛業」「鑄物業」「パルプ製造業」等ノ如ク成ルベク具

體的ニ記載スルコト

ハ、「解雇又ハ退職ノ年月日」欄ニハ令第二條第一號又ハ第三號ニ該當スル者（現職者）ハ記載スルコトヲ要セザルコト尙從前ノ就業場ノ都合ニ依リ解雇セラレタル者ハ年月日ノ下ニ「解雇」ト記載シ自己ノ都合ニ依リ退職シタル者ハ「退職」ト記載スルコト

ニ、「退職ノ理由」欄ニハ令第二條第一號又ハ第三號ニ該當スル者（現職者）ハ現在ノ就業場ヲ退職セントスル理由ヲ、令第二條第二號又ハ第四號ニ該當スル者（前歷者）ハ從前ノ就業場ヲ退職シタル理由ヲ成ルベク具體的ニ記載スルコト尙從前ノ就業場ノ都合ニ依リ解雇セラレタル者ハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

ホ、「職業名」欄ニハ現在又ハ從前ノ就業場ニ於ケル職業名ヲ例ヘバ「電氣技術者」「炭坑支柱夫」「旋盤工」「精密組立工」「木型工」「雜工」等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト尙國民職業能力申告令第二條ノ要申告者ニ在リテハ同令ニ依リ國民職業指導所ニ申告シタル職業名ニ依ルコト

ヘ、「賃金又ハ給料」欄ニハ現在又ハ從前ノ就業場ニ於テ支給サレ又ハ支給サレタル賃金又ハ給料ニ付例ヘバ時給三十錢、日給一圓八十錢、月給八十五圓等ノ如ク其ノ基本額ヲ記載スルコト但シ請負出來高拂ニ依リ支給サレ又ハ支給サレタル者ハ其ノ旨記載ノ上一日ノ平均稼得額ヲ記載スルコト（例ヘバ「請負二圓五十錢」等ノ如ク記載スルコト）尙左側ニ加給又ハ諸

手當ヲ含ム一ケ月ノ平均實收額ヲ記載スルコト

五、「備考」欄ニハ現在又ハ從前ノ就業場ヲ退職後雇入レラレントスル工場、事業場其ノ他ノ就業場ノ名稱及所在地其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

六　本樣式ハ必ズシモ罫線ヲ以テ各欄ヲ區別シテ記載スルヲ要セザルコト

樣式第二號

指定從業者雇入認可申請書

事業ノ種類								
主要生産品目								
雇入レントスル指定從業者ノ氏名	年月日生	年月日生	計　人	申請ノ理由	備考	現在又ハ從前ノ就業場ノ名稱及所在地	從事セシメントスル職業名	使用工場、事業場又ハ其ノ他ノ場所ノ名稱及所在地	支給セントスル賃金又ハ給料	備考

昭和　年　月　日

申請者　住所

氏　名　（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名）㊞

國民職業指導所長宛

備考

一　「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ「石炭鑛業」「鑄物業」「バルブ製造業」等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト

二　「主要生産品目」中軍機上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍係官ノ證明書ヲ添附シテ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

三　「雇入レントスル從業者ノ氏名」欄ニハ氏名ノ左側ニ其ノ生年月日ヲ記載スルコト

四　「現在又ハ從前ノ就業場ノ名稱及所在地」欄ニハ令第二條第一號又ハ第三號ニ該當スル者（現職者）ニ付テハ現在ノ就業場、同條第二號又ハ第四號ニ該當スル者（前歷者）ニ付テハ從前ノ就業場ニ付記載スルコト

五　「從事セシメントスル職業名」欄ニハ雇入後使用工場、事業場等ニ於テ從業セシメントスル職業名ヲ例ヘバ「電氣技術者」「炭坑支柱夫」「旋盤工」「木型工」等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト

六　「支給セントスル賃金又ハ給料」欄ニハ時給、日給又ハ月給ノ區別ヲ明ニシ其ノ基本額ヲ記載スルコト但シ請負出來高拂等ノ場合ハ其ノ旨記載ノ上一日平均稼得見込額ヲ記載スルコト尙左側ニ加給又ハ諸手當ヲ含ム一月ノ實收見込額ヲ括弧シテ記載スルコト

七　「申請ノ理由」欄ニハ闕員補充、增員又ハ工場若ハ事業場ノ新設ニ因ル雇入ノ區別ヲ記載シ且闕員補充ニ在リテハ其ノ闕員ノ狀況、增員ニ在リテハ事業ノ擴張又ハ交替制ノ採用等、工場又ハ事業場ノ新設ニ因ル雇入ニ在リテハ之ニ要スル職種別勞務者員數及之カ充足狀況等ヲ詳細記載スルコト

八　「備考」欄ニハ申請セル從業者ヲ雇入レ得ザル場合ニ於ケル當該工場、事業場等ノ支障ノ程度其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

九　本申請書ハ雇入レントスル指定從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地カ其ノ者ヲ現在使用シ又ハ從前使用シタル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ト國民職業指導所ノ管轄ヲ異ニスル場合ハ正副二通ヲ作成シ從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ヲ經由シテ提出スルコト

一〇　本則施行前從業者雇入制限令に基ク認可申請書ヲ提出シ未ダ認可又ハ不認可ノ指令ナキモノニ付テハ改メテ本樣式ニ依ル申請書ノ提出ヲ要セザルコト

樣式第三號

指定從業者雇入同意書

指定從業者（職業名）（氏名）　年　月　日生

右ノ者（昭和　年　月　日解雇致候ニ就テハ）今後何處（貴方）ニ雇入レラルルモ當方ニ異議無之候也

昭和　年　月　日

住所

氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名）㊞

（　　殿）

備考

一　指定從業者ノ「職業名」ハ同意書ヲ交付スル者ノ工場、事業場等ニ於テ指定從業者ヲシテ從事セシメタル職業名ヲ例ヘバ「機械技術者」「採鑛夫」「仕上工」「火藥工」等ノ如ク成ルベク具體的ニ記載スルコト

二　本文ノ（昭和　年　月　日解雇致候ニ就テハ）ノ事項ハ令第二條第二號又第四號ニ該當スル者（前歷者）ニ關スル同意書ニ限リ記載スルコト

三　同意書ノ宛名ハ其ノ同意ノ內容ガ何處ニ雇入レラルルモ異議ナキ旨ヲ表示セルモノナル場合ハ之ヲ記載セザルコト

四　本則施行前交付ヲ受ケタル同意書ニ就テハ本樣式ニ依ルコトヲ要セザルコト

様式第四號

從業者雇入報告

雇入年月日	事業ノ種類	雇入レタル從業者ノ氏名	從前ノ職業名	從前ノ卒業學校及學科名	使用工場、事業場又ハ其ノ他ノ場所ノ名稱及所在地	從前ノ就業場ノ名稱及所在地	認可又ハ其ノ他ノ雇入別	備考
年月日生								
年月日生								
年月日生								
年月日生								
計 人								

昭和　年　月　日

住所

氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名）㊞

國民職業指導所長宛

備考

一　本報告書ハ總テ使用工場、事業場又ハ事務所等ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト

二　「卒業學校及學科名」欄ニハ工業又ハ鑛業ニ關スル學校卒業者以外ノ者ニ付テハ記載ヲ要セザルコト

三　「認可又ハ其ノ他ノ雇入別」欄ニハ令第五條ノ規定ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケテ雇入レタル場合ハ「認可」ト記載シ且雇入認可國民職業指導所名及認可年月日番號ヲ傍書シ、規則第四條第一號ノ規定ニ依リ國民職業指導所ノ紹介ニ依ツテ雇入レタル場合ハ「紹介」ト記載シ、同條第二號ノ規定ニ依リ指定從業者ノ從前ノ使用主ノ指定從業者雇入同意書ニ依ツテ雇入レタル場合ハ「同意」ト記載スルコト

四　規則第四條第二號ノ規定ニ依リ指定從業者ノ從前ノ使用主ノ指定從業者雇入同意書ニ依ツテ雇入レタル場合ノ報告ニ付テハ其ノ同意書ノ「寫」ヲ添附スルコト

様式第五號

本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7判（74mm×105mm）トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス

（表　面）

從業者移動防止ニ關スル臨檢票	

（裏　面）

第　號　昭和　年　月　日交付

官

厚生省、廳
府縣又ハ
職　氏
國民職業
指導所印

名

國家總動員法第三十一條　政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條　第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

從業者移動防止令第十二條　厚生大臣地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ指定從業者ノ雇入又ハ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ指定從業者ヲ雇入レ若ハ雇入レントスル者又ハ使用シ若ハ使用セントスル者ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

三　第二十一條關係

（一）　國民職業能力申告令（昭和十四年一月七日勅令第五號　昭和十五年十月十九日勅令第六百七十三號改正　昭和十六年二月一日勅令第百十三號改正　昭和十六年六月十八日勅令第七百九號改正）

第一條　國家總動員法第二十一條[1]ノ規定ニ基ク**帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル檢査**ハ別ニ定ムルモノ[2]ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

1　國家總動員法第二十一條

『政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ檢査スルコトヲ得』

本條はいはゆる平戰時規定であつて、これに基く勅令は平時にも適用がある。

本條の規定に違反して申告を怠り又は檢査を拒み、妨げ若は忌避した者は同法第四十三條の規定に依り五十圓以下の罰金又は拘留若は科料に處せられる。

2　醫療關係者職業能力申告令（昭和十三年八月二十四日勅令第六百號）、船員職業能力申告令（昭和十四年一月三十日勅令第二十三號）及び獸醫師職業能力申告令（昭和十四年二月四

日勅令第二十六號）が今までに公布されてゐる。

第二條 職業能力ニ關スル事項ノ申告（以下申告ト稱ス）ハ本令施行地内ニ居住スル**年齡十六年以上五十年未滿ノ帝國臣民タル男子**ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ（以下要申告者ト稱ス）ニ付之ヲ爲サシムルモノトス

一 本令施行地内ニ於テ**引續キ三月以上**[1]**厚生大臣ノ指定スル職業**[2]ニ從事スル者

二 引續キ一年以上[3]前號ノ職業ニ從事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ**職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル者**[4]

三 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校[5]ニ於テ厚生大臣ノ**指定スル學科**[6]**ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者**[7]

四 厚生大臣ノ**指定スル技能者養成施設**[8]ニ於テ所定ノ課程ヲ**修了シタル者**

五 厚生大臣ノ**指定スル檢定若ハ試驗ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許**[9]**ヲ受ケタル者**[10]

六 **其ノ他**厚生大臣ノ指定スル者[11]

1 同一指定職業に三箇月以上從事する者を謂ひ、異つた種類の指定職業を通じて三箇月以上從事するといふ意味ではない。又見習工及び本職工として從事した期間を通算する。然し、何れの場合にしても、必しも同一の場所において指定職業に從事することを要しない。季節的に指定職業に從事する者も、引續き三箇月以上從事するときは要申告者となる。引續き二箇月

指定職業に從事し、後或る期間缺勤し更に一箇月同一職業に從事した者の如きも包含される。

2 國民職業能力申告令第二條第一號の指定職業（昭和十四年一月十八日厚生省告示第五號 昭和十五年十一月十三日厚生省告示第三百五十四號改正）

一 採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ探鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ　鑛山技術者

二 金屬ノ製錬、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ　冶金技術者

三 電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取附、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ　電氣技術者

四 有線電信電話機、無線電信電話機（放送用ヲ含ム）、電視裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取附、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ　電氣通信技術者

五 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ

又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

六　航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ（航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク）　航空機技術者

七　造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ　造船技術者

八　有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ　化學技術者

九　セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ　窯業技術者

一〇　製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ　木工技術者

一一　道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ　土木技術者

一二　建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ　建築技術者

一三　氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導

監督ニ從事スルヲ業トスルモノ　氣象技術者

一四　航空士、航空機操縱士、航空機機關士ヲ業トスルモノ　航空機搭乘員

一五　金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　金屬試驗工

一六　物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　實驗工

一七　陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ檢査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　機械檢査工

一八　レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ檢査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　レンズ檢査工

一九　原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　試運轉工

二〇　化學分析作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　分析工

二一　石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）　採炭夫

二二　炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク）　坑内運炭夫

二三　炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　炭坑支柱夫

二四　炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　機械運炭夫

二五　鑛物ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）　採鑛夫

二六　鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　鑛山支柱夫

二七　鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運鑛ノミニ從事スルモノヲ除ク）　坑内運鑛夫

二八　鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（大割夫ヲ含ム）　機械選鑛夫

二九　石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　石油鑛夫

三〇　銑鐵又ハフエロアロイノ製錬作業（熱風爐操作ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　製銑工

三一　鋼ノ製錬作業（造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ　製鋼工

三二　非鐵金屬ノ濕式製錬、乾式製錬又ハ電氣精錬ノ作業（造塊作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　非鐵金屬製錬工

三三　鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　金屬熔融工

三四　金屬加熱爐ノ操作ニ從事スルヲ業トスルモノ　操炉工

三五　金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　壓延伸張工

三六　鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業（ダイカスト鑄造作業ヲ含ム）ニ從業スルヲ業トスルモノ　鑄物工

三七　鍛冶又ハ鍛造ノ作業（プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及刃物製造鍛冶ヲ除ク）ニ從事スルヲ業トスルモノ　鍛工

三八　金屬ノ燒入、燒鈍、燒戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　熱處理工

三九　現圖展開作業又ハ型板取（現圖木型作）作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　現圖工

四〇　船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業（機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　撓鉄工

四一　鋲焼、當盤、鋲打等ノ鉸鋲作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　鋲打工

四二　コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　塡隙工

四三　電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　熔接工

四四　汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　製罐工

四五　剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　剪斷工

四六　造船ニ於テ現圖木型ニ依ル罫書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（船臺大工ヲ含ム）　鉄木工

四七　主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（ブリキ職及同打物職ヲ含ム）　板金工

四八　主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　金屬プレス工

四九　主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　銅工

五〇　金屬管ノ加工取附作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（鉛工ヲ含ム）　配管工

五一　鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（第四〇號乃至第五〇號ニ屬スルモノヲ除ク）　鉄工

五二　金屬加工ノ爲罫書及心出ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　罫書工

五三　普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、竪旋盤、專門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　旋盤工

五四　タレツト旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　タレツト工

五五　中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ從業スルヲ業トスルモノ　中グリ工

五六　研磨盤、ラツプ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　研磨工

五七　ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　ボール盤工

五八　平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　平削工

五九　形削盤又ハ竪削盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　形削工

六〇　フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　フライス工

六一　齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　齒切工

六二　工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（第五三號乃至第六一號ニ屬スルモノヲ除ク）　特殊機械工

六三　切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジグ、金型、計測器類（度量衡法ニ依ラザルモノ）、ネヂ切削用補助工具、其ノ他ノ工具、鑢、鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　工具仕上工

六四　主トシテ鑢、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業（簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　仕上工

六五　電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　電氣組立工

六六　電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　電氣通信機組立工

六七　度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器（時計ヲ含ム）、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　精密組立工

六八　原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　機械組立工

六九　航空機ノ仕上、組立、艤裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　航空機組立工

七〇　自動車ノ仕上、組立、艤裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　自動車工

七一　艦船ノ艤裝作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　艤裝工

七二　電線又ハ電纜ノ被覆、鎧裝又ハ被鉛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　電線被裝工

七三　金屬ノ撚線又ハ合線ノ製造作業（鋼索製造作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　撚線工

七四　電線コイルノ卷線作業（手卷作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　卷線工

七五　電氣裝置及器具ノ絕緣被覆作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　絕緣工

七六　手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業（文字書作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　目盛工

七七　機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　製材工

七八　合板ノ製造作業（薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　合板工

七九　鑄物用木型ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　木型工

八〇　艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業（疊附作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ（家具職、建具職及指物職ヲ除ク）　木工

八一　木造船ノ建造作業（短艇製造作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　造舟工
八二　硫酸製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ　硫酸工
八三　鹽酸製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ　塩酸工
八四　硝酸製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ　硝酸工
八五　炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ　ソーダ工
八六　水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業（原料ガス發生作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　壓縮ガス工
八七　合成法ニ依ルアンモニア製造ノ化學工程（原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　アンモニア合成工
八八　カーバイト製造用電氣爐ノ操作ニ從事スルヲ業トスルモノ　カーバイト電炉工
八九　アルミナ及アルミニウムノ製造ノ化學工程（氷晶石製造作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　アルミニウム製造工
九〇　石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業（石炭ノ低溫乾溜作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　石炭乾溜工

九一　發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　ガス發生炉工
九二　タールノ分溜、精製ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　タール分溜工
九三　染料製造工場ニ於テタール染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ　染料工
九四　人造石油製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ　人造石油工
九五　石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　石油工
九六　動植物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　油脂工
九七　ゴム原料ノ配合、混合等ノ精練作業（再生ゴム製造作業ヲ含ム）又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　ゴム工
九八　セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ　セルロイド工
九九　製紙用又ハ人絹用ノパルプ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　パルプ工

一〇〇　人造絹絲、人造短纖維又ハセロフアンノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ（漂白及洗滌ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク）　人絹工

一〇一　顏料、ボイル油又ハワニスノ製造作業ニ從事スルモノ　顏料塗料工

一〇二　火藥類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ從事スルモノ（マツチ製造作業ニ從事スルモノヲ除ク）　火藥工

一〇三　彈ノ火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝塡又ハ修理ノ作業ニ從事スルモノ　火工

一〇四　炭素電極ノ製造作業ニ從事スルモノ　電極工

一〇五　蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ（光電池製造作業ニ從事スルモノヲ除ク）　電池工

一〇六　セメント、陶磁器又ハ耐火煉瓦ノ燒成作業ニ從事スルモノ　窯業燒成工

一〇七　金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理作業ニ從事スルモノ　ルツボ工

一〇八　光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フイルター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業（ガラスノ熱處理作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ　特殊ガラス工

一〇九　レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ從事スルモノ　光學ガラス工

一一〇　蒸汽機關車ノ運轉ニ從事スルモノ（助手ヲ含ム）　蒸汽機關車運轉手

一一一　內燃機關車（ヂーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム）ノ運轉ニ從事スルモノ（助手ヲ含ム）　內燃機關車運轉手

一一二　電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ從事スルモノ　電車運轉手

一一三　自動車ノ運轉ニ從事スルモノ　自動車運轉手

一一四　飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルモノ　航空機整備員

一一五　有線電信ノ發受信操作ニ從事スルモノ　有線電信通信士

一一六　無線電信ノ發受信操作ニ從事スルモノ　無線電信通信士

一一七　發動機ヲ有スル二十噸以上三十噸未滿ノ漁船ノ操縱又ハ運轉ニ從事スルモノ（船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スル者ヲ除ク）　漁船運轉手

一一八　製圖又ハ寫圖ノ技術的作業（設計ノ補助作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　製圖手

一一九　作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ從事スルヲ業トスルモノ　企畫手

一二〇　電氣通信電線路（空中線ヲ含ム）ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　通信電路工

一二一　電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　通信電機工

一二二　電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　電力電路工

一二三　電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　電力電機工

一二四　汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　汽罐士

一二五　原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　機械運轉工

一二六　起重機ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ　起重機運轉工

一二七　熔鑛炉、平炉、熔融炉、加熱炉、窯業用窯其ノ他ノ工業用炉窯又

ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　築炉工

一二八　保温材取附作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　保温工

一二九　メツキ、ポンデライト、パーカライヂング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　メツキ工

一三〇　塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ燒附ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　塗裝工

一三一　帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業（錨及鎖ノ取附作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ　綱具工

一三二　蹄鐵ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　蹄鉄工

一三三　氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ從事スルヲ業トスルモノ　氣象手

一三四　潛水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　潛水夫

一三五　家屋建築ニ於ケル大工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　家屋大工

一三六　セメント塗、モルタル塗又ハ漆喰塗等ノ左官作業ニ從事スルヲ業トスルモノ　左官

一三七　足場架又ハ鐵骨組立其ノ他高所ニ於ケル取付工事等ノ鳶仕事ニ從事スルヲ業トスルモノ　鳶職

3

引續きの意味は註1參照。

4　甲事業場で引續き一年以上指定職業に從事した後五年休業し、更に乙工場で前と同一の職業に一年未滿從事し再びこれを認めた者については、五年の計算は一年以上從事して認めた日、すなはち前の退職の日の翌日から起算する。從つて五年以上經過することとなり、要申告者とはならない。

陸海軍において下士官以上として指定職業と同一作業に一年以上從事し、退職後五箇年を經過しない者は本號に該當する。

5　國民職業能力申告令第二條第三號の指定學校（昭和十四年一月十八日厚生省告示第六號）

大學

一　大學ノ工學部及理工學部

二　旅順工科大學

三　早稲田大學文學部

四　拓殖大學

專門學校

一　工業及鑛業ニ關スル專門學校

二　朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關スル專門學校

三　南滿洲工業專門學校

四　農林業ニ關スル專門學校

五　外國語ニ關スル專門學校

六　拓殖大學專門部

實業學校

一　工業學校（大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）竝朝鮮及臺灣ノ工業學校（大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

（一）尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ

（二）高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年（夜間授業ノモノニ在リテハ四年）以上トスルモノ

（三）前二號ト同等以上ノモノ

（四）工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部

二　大連工業學校

三　撫順工業學校

各種學校

一　工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

6　國民職業能力申告令第二條第三號の指定學科（昭和十四年一月十八日厚生省告示第七號）

大學

一　機械工學科（北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム）

二　船舶工學科（造船學科ヲ含ム）

三　航空學科

四　造兵學科

五　電氣工學科（北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム）

六　應用化學科（工業化學科、化學工業科、染料化學科及電氣化學科ヲ含ム）

七　採鑛冶金學科（鑛山及冶金學科、採鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム）

八　火藥學科

九　燃料化學科（北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム）

一〇　土木工學科

一一　建築學科

一二　窯業科

一三　文學科（早稲田大學文學部文學科ニ於テ露西亞語ヲ第二外國語トシテ修ル者ニ限ル）

一四　拓殖科

一五　商科

一及五乃至七ノ學科ノ中早稲田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除キ一四及一五ノ學科ニ付テハ拓殖大學ニ於テ露西亞語又ハ西班牙語ヲ修ムル者ニ限ル

專門學校（專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム）

一　造機工學科（精密機械科、機械科、鑛機科及鑛山機械科ヲ含ム）

二　造船工學科

三　航空工學科

四　電氣工學科（電氣科ヲ含ム）

五　應用化學科（電氣化學科及製藥化學科ヲ含ム）

六　採鑛冶金學科（採鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム）

七　燃料學科
八　窯業科
九　土木工學科
一〇　建築學科
一一　農藝化學科
一二　露語部（拓殖大學專門部ニ於テ露西亞語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム）
一三　西語部（拓殖大學專門部ニ於テ西牙班語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム）
一四　蒙古語部

工業學校（大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ竝專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ竝之ト同等ノモノヲ含ム）

一　機械科（機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、採鑛機械科、電氣機械科、電機科、電氣機械工作科、機械電氣科、化學機械科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム）
二　造船科
三　航空科（機體製作科及航空機關科ヲ含ム）

四　電氣科
五　應用化學科（工業化學科、化學工業科、電氣化學科、其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム）
六　採鑛冶金科（採鑛科及冶金科、鑄工冶金科、鍛工冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム）
七　土木建築科（土木科、建築科ヲ含ム）
八　窯業科（陶器科、製陶科ヲ含ム）
九　塗工科（家具塗工科ヲ含ム）

7　工業學校を卒業し現に高等工業學校に在學中の者も要申告者である。

8　國民職業能力申告令第二條第四號の指定技能者養成施設（昭和十四年一月十八日厚生省告示第八號）

一　國立又ハ公立ノ機械工養成施設ニシテ中學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
二　國立ノ通信有技者養成施設ニシテ高等小學校卒業程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
三　社團法人電信協會管理無線電信講習所（大正十三年以後ノ修了者ニ限ル）

9　國民職業能力申告令第二條第五號の指定檢定、試驗及び免許（昭和十四年一月十八日厚生省告示第九號）

一　實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定
二　航空法第十六條ノ規定ニ依ル考査
三　電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
四　瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル詮衡
五　銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル詮衡
六　壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル詮衡
七　無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
八　汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許
九　獸醫師、蹄鐵工免許試驗規則ニ依ル蹄鐵工試驗
一〇　自動車取締令ニ依ル自動車運轉ノ免許
一一　電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
一二　電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定

醫師はたとひ第五號該當者であつても、醫療關係者職業能力申告令の適用を受け、本令の適用を受けない。自動車運轉免許を取消された者は第二號に該當しない限り、第五號の要申告者に該當しないが、それを停止された者は要申告者である。

陸軍現役兵として服役中に自動車運轉又は蹄鐵技術を習得したものでも、自動車取締令に

る運轉免許を受け又は獸醫師、蹄鐵工免許試驗規則に依る蹄鐵工試驗に合格しない限り第五號の要申告者とならない。

陸海軍で航空機乘員に必要な學科及び技術を修得した者は、左の各號の一に該當する場合においてのみ要申告者となる。

(1)　航空法第十六條の考査に合格し航空機乘員技倆證明書又は航空免狀を有する者、すなはち第二條第五號該當者
(2)　航空機搭乘員（下士官、准士官以上に限る）として第二條第二號に該當する者
(3)　その他第二條の要申告者に該當する者

11　國民職業能力令第二條第六號の指定（昭和十五年十月十九日厚生省告示第三百二十二號）。

年齡十六年以上徴兵適齡未滿ノ者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當セザルモノ

一　國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號該當者
二　兵役法第四十一條ノ定ムル勅令ノ定ムル學校ニ在學スル者

これはいはゆる青年國民登錄と稱せられるものである。これについては、第十五條及び『國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特例ノ件』參照。

なほ、兵役法第四十一條の勅令の定める學校は左のものである。

一　中學校、師範學校、實業學校（尋常小學校卒業ヲ入學程度トスル修業年限五年又ハ之ト

同等以上ノモノニ限ル)、高等學校、大學令ニ依ル大學豫科、專門學校、高等師範學校、大學令ニ依ル大學學部、臨時教員養成所、實業學校教員養成所及青年學校教員養成所但シ研究科、選科等ノ別科ヲ除ク

二　宮內大臣、文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使又ハ樺太廳長官ノ所轄學校ニシテ前號ニ揭グル學校ニ準ズルモノ但シ研究科選科等ノ別科ヲ除ク

三　前二號ニ揭グル以外ノ學校又ハ前二號ニ揭グル學校ノ別科ニシテ陸軍大臣及文部大臣ニ於テ認定ヲ爲シタルモノ

第三條　要申告者及前條第一號ノ職業ニ從事スル要申告者ヲ使用スル者[1](以下使用者ト稱ス)ハ要申告者ノ職業能力ニ關スル事項ノ**申告義務者**(以下申告義務者ト稱ス)トス但シ要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ命令[2]ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

1　第七條參照。

要申告者の使用者たる官廳は申告義務者とはならない。消防自動車運轉手の使用者は警察官廳であるので、これは共同申告義務を有しない。

會社、商會所屬の工場、本店、營業所等に使用する者については、本店の代表者が使用者であるが、工場長、支店長、營業所長が包括的に管理の權限を有し又は申告に關する權限の委任を受けてゐる場合には、申告票の『使用者』の記載はその職氏名で足りる。市役所等の

外局、各廳等についても同樣である。

外國人であつても、第二條第一號の職業に從事する要申告者を使用するときは共同申告義務者となる。

數會社において指定職業に從事する者については、主として勤務する會社をもつて共同申告義務者とする。

要申告者が父兄の業務を補助する場合でも、使用關係にある限り、父兄は共同申告を爲すべきものである。

指定學校を卒業し指定職業に從事する者は、未だ從事すること三箇月に及ばない場合でも、第一條第一號の職業に從事する限りその使用者は共同申告義務を有する。

2　國民職業能力申告令施行規則第一條參照。

第四條　帝國臣民**要申告者**(第十一條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク)**タルニ至リタルトキ又ハ第十一條ノ規定ニ該當スル要申告者ニシテ申告シ居ラザルモノ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ**ハ申告義務者ハ十四日以內[1]ニ左ニ揭グル事項(就業ノ場所一定セザル者ニ付テハ第八號ニ揭グル事項ヲ除ク)ヲ要申告者ガ職業ニ從事スル者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ就業地[2]ヲ管轄スル國民職業指導所長[3]ニ、其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ居住地[4]ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ**申告**スベシ

申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者ガ內地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ

地域ニ居住ノ場所ヲ移シタル場合ニ於テ其ノ地域ニ於テ仍要申告者タルトキ亦同ジ[5]

一　氏名

二　出生ノ年月日

三　本籍

四　居住ノ場所

五　兵役關係

六　學歴

七　職業ニ從事スル者ニ在リテハ其ノ職業名

八　就業ノ場所（二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主タル就業ノ場所）[6]

九　第二條第一號ノ職業ニ從事シ又ハ從事シタル者ニ在リテハ其ノ職業ノ經歴[7]及技能程度

十　第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項

十一　第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル試驗、檢定又ハ免許ニ關スル事項

十二　給料又ハ賃金ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ額

十三　其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

申告義務者前項ノ申告ヲ爲シタル後ニ於テ同項第一號又ハ第三號乃至第十一號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ十四日以内ニ前項ノ國民職業指導所長ニ其ノ旨申告スベシ[8][9]

1　附則第二項及び施行規則第二條參照。

2　一會社に數個の工場、事業場が存する場合には、各工場、事業場の所在地が就業地であるが、營業所、出張所、散宿所、派出所又は駐在所等に就業する者の申告については、營業に關する包括的權限を有する所屬の營業所（營業所の下に在る出張所が包括的權限を有する場合にはその出張所）所在地をもつてその者の就業地と看做す。

就業の場所一定せず又は船舶内において就業するの常況に在る者については本人の居住地がその就業地と看做される（第十三條參照）。

3　國民職業指導所出張所長又に聯絡委員は申告票の取次を爲し得るにとどまる。

4　居住地とは日常居住の地を指すものであつて、民法のいはゆる住所であることを要しない。

5　手續については施行規則第三條第一項乃至第三項參照。

青年國民登錄の手續については別に『國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件』が定められてゐる。

6　土木及び建築技術者の就業場所は作業現場ではなく、所屬會社（本社、本店、支店又は營業所）の事務所である。

鐵道の乘務員たる機關手又は運轉手の就業場所は所屬機關車又は電車車庫である。

船舶内において就業するの常況に在る者の就業場所は當該船舶である。

7 陸海軍現役兵として服役中第二條第一號の職業と同一の作業に從事したことは職業の經歷とは認められない。

8 指定職業に從事する要申告者が同一會社に屬する甲工場から乙工場に就業の場所を移した場合又は同一工場内において職業の異動を爲したときは何れも異動申告を要する（なほ前段の場合甲工場は解用報告を爲すことを要する）。單に勤務部課に異動あつたときには異動申告を要しない。

就業の場所の名稱又はその所在地の町名、地番の變更があつたときには異動申告を要する。

指定學校の卒業者で一般申告を爲した者が更に上級の指定學校を卒業したときには異動申告を爲すべきものである。

他人に使用される要申告者が同一の就業場所において一年以上從事した指定の職業から指定外の職業に轉じた場合には、異動申告を爲すことを要する。

一般申告をした後同一の職業に關し内地において出張したときには就業の場所には異動がないものと解するが、出張に伴ひ居住地を異動したときには、居住場所に關し異動申告を爲すことを要する。

高等小學校卒業者であつた者が青年學校本科又は中學校等を卒業した場合の如く、指定の學校以外の學校について學歴に異動があつた場合にも異動申告を要する。

第二條第五號該當者が一般申告を爲した後指定職業に從事するに至つた場合には異動申告を爲すべきものである。

9 手續については施行規則第三條第四項參照。なほ、青年國民登録においては異動申告はない（『國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件』第一條第二項參照）。

第五條 厚生大臣**特ニ必要アリト認ムルトキ**ハ前條ノ規定ニ依ル申告ノ外全部又ハ一部ノ要申告者ニ關シ前條第一項各號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ニ付**申告**ヲ命ズルコトヲ得[1]

1 臨時申告と稱せられるものであつて、厚生大臣が特に必要と認めた場合に行はれるものである。

第六條 申告シ居ル要申告者左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ申告義務者[1]ハ十四日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ**申告**スベシ[2]

一 **要申告者タラザルニ至リタルトキ**[3]（第四條第一項後段ノ場合ヲ含マズ）[4]

二 **第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ**

前項第二號ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者**第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ**ハ申告義務者ハ十四日以内ニ第四條ノ國民職業指導所長ニ其ノ旨**申告**スベシ

1 申告義務者については第三條參照。

2　失格申告と稱せられるものである。指定職業に從事する者がその職業に關して一時出張したやうな場合には失格申告を爲すべきものではない。

要申告者が失格條項に該當するに至つた後に申告期限までに失格原因が消滅した場合には、失格申告を未だしなかつたものについては申告を爲さなくてもよいことになつてゐる。

3　要申告者が一般申告を爲した後に法令に依り拘禁された場合であつても直ちに失格するものと看做すべきではなく、法令に依り拘禁されたに伴つて或ひは指定職業を罷め或ひは指定の免許等を取消され、第二條各號の一に該當しなくなつた場合において始めて失格するものである。

指定職業に引續き三箇月以上從事し一般申告を爲した後一年未滿で他の指定職業に移つた場合には、前職業に關して失格申告を爲し、後の職業に引續き三箇月以上從事した場合に改めてこれについての一般申告を爲すべきものである。

4　本令が內外地に施行された日（昭和十四年六月一日）後において、內地外地相互間において居住の場所を移したときには、(1)新たな地域においてなほ要申告者であるときには失格申告を要しないが、(2)新たな地域において要申告者でない場合には失格申告を必要とする。

第七條　同一ノ要申告者ニ付其ノ者及其ノ使用者共ニ申告義務者[1]タル場合ニ於ケル**申告ハ申告義務者共同**シテ之ヲ爲スベシ[2]

1　第三條參照。

2　府縣知事は、當該府縣廳に勤務する官吏、待遇官吏、國費支辨の雇員傭人については共同申告義務はないが、府縣制の規定に依る府縣の有給吏員及び府縣費支辨雇員傭人の申告については共同申告義務を有する。

要申告者が同時に會社代表者又は工場長の如く使用者である場合には、使用者の資格において共同申告義務を有する。

指定職業に從事すること三箇月以內の要申告者についても使用者は第三條の規定に依り共同申告義務を有する。

他人に使用され指定職業に從事する要申告者が同一就業場所において指定外の職業に轉じた場合の異動申告は本人單獨で爲し、使用者は共同申告義務を有しない。

第八條　地方長官又ハ國民職業指導所長ハ命令[1]ノ定ムル所ニ依リ當該官吏[2]ヲシテ要申告者ニ就キ**技能其ノ他ノ職業能力ニ關シ檢査**ヲ爲サシムルコトヲ得[3]

1　施行規則第九條參照。なほ、特に要申告者の技能の級付を目的として、『國民職業能力檢査規則』（昭和十五年六月十八日厚生省令第二十七號）が公布されてゐる。

2　待遇官吏は包含するが雇員は含まない。

3　本條は官廳被用者についても適用あるものではあるが、實際上は當該官廳と十分聯絡を取

つて行ふものである。なほ、第十條參照。

第九條 地方長官又ハ國民職業指導所長ハ命令[1]ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告又ハ檢査ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク**報告**ヲ徵スルコトヲ得

地方長官又ハ國民職業指導所長ハ本令ノ申告又ハ檢査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、專業場其ノ他ノ場所ニ**臨檢**シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ**檢査**セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票[2]ヲ携帶セシムベシ[3]

1 施行規則第四條、第五條、第十條參照。

2 施行規則第十一條參照。

3 第十條參照。

第十條 厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ**他ノ大臣ニ囑託**シテ其ノ所轄スル官衙ノ長ヲシテ前二條ノ規定ニ準ジ**檢査**ニ關スル職權ヲ行ハシムルコトヲ得

第十一條 本令ハ第六條第二號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外**陸海軍軍人**ニシテ**現役中ノモノ**（歸休下士官兵ヲ除ク）及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定（志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム）ニ依リ**召集中ノモノ**、兵籍ニ編入セラレタル**陸海軍學生生徒**（海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム）、**陸海軍軍屬**、國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ**徵用中ノ者**、**醫療關係者職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者**、獸醫師法ニ依リ農林大臣ノ免許ヲ受ケタル獸醫師（朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル獸醫師、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ免許證ヲ受ケタル獸醫、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ假免狀ヲ受ケタル獸醫、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム）[1]竝ニ船員法ノ船員及朝鮮船員令ノ船員ニ關スル申告及職業能力ノ**檢査ニハ之ヲ適用セズ**

1 船員法第一條參照。

第十二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ**申告期限ヲ延長**スルコトヲ得[1]

一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ（前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク[2]）

二 外國旅行中ノ者

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者[3]

1 施行規則第二條參照。

2 すなはち勤務演習召集、臨時演習召集又は教育召集中のものを謂ふ。

3 施行規則第二條參照。

第十三條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、**就業ノ場所一定セザル者及船舶內ニ於テ就業スルノ常況ニアル者**[1]ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス。

1 船舶内において居住し、その船舶内で就業するの常況に在る者については、その船舶の船籍港（船籍を有しない船舶についてはその主たる碇繫所）の所在地市町村をもつてその者の居住地と看做す。

第十四條 要申告者ニシテ厚生大臣ノ**指定スル官廳**[1)2)]**ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノニ關スル申告及職業能力ノ檢査ニ付テハ命令**[3)]**ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得**

1 國民職業能力申告令第十四條の指定官廳（昭和十四年二月十八日厚生省告示第二十四號 昭和十四年九月二十七日厚生省告示第百九十一號改正 昭和十五年五月十一日厚生省告示第百十一號改正 昭和十六年五月二十九日厚生省告示第二百三十八號）

內閣關係

一 內閣印刷局

大藏省關係

一 各地方專賣局

二 專賣局板橋製作所

三 專賣局中央研究所

四 造幣局

陸軍省關係

一 陸軍航空廠

二 陸軍航空工廠

三 陸軍兵器廠

四 陸軍運輸部

五 陸軍衞生材料廠

六 陸軍被服廠

七 陸軍糧秣廠

八 陸軍製絨廠

九 各師團ノ兵器部及經理部

海軍省關係

一 各海軍工廠

二 海軍航空技術廠

三 各海軍火藥廠

四 海軍技術研究所

五 各海軍燃料廠

六 各海軍港務部

七 各海軍軍需部

八 各海軍建築部

九 海軍艦政本部

十 海軍航空本部

十一 海軍工作部

遞信省關係

一 遞信省

二 貯金局

三 電氣廳

四 電氣試驗所

五 航空局

六 中央航空研究所

七 各遞信局

八 各通信官署

九 燈臺局

十 各海員養成所

十一 各海員審判所

鐵道省關係

一 鐵道省

二 國際觀光局

三 鐵道調査部

四 各鐵道局

五 各鐵道教習所

2 指定以外の官廳に關しては一般原則に依るものである。

3 『國民職業能力申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者ノ特例ニ關スル件』（昭和十四年二

月十八日閣令大藏省令陸海軍省令海軍省令遞信省令鐵道省令厚生省令第一號）參照。

第十五條　第二條第六號ノ規定ニ依リ**厚生大臣ノ指定スル者ニ關スル申告**ニ付テハ命令[1]ヲ以テ**別段ノ定**ヲ爲スコトヲ得

厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ前項ノ申告ニ關シ必要ナル事務ヲ**補助**セシムルコトヲ得

1　『國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件』（昭和十五年十月十九日厚生省令第四十三號）。いはゆる青年國民登錄に關するものである。

第十六條　**要申告者**（第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付**國民勞務手帳法**施行令第一條、同令附則第二項又ハ昭和十六年勅令第七百五號附則第二項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ第四條第一項ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做ス

要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付**國民勞務手帳法**施行令第十四條、第十六條、第二十條、又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做ス

第十七條　本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ國

民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ國民職業指導所トアルハ朝鮮ニ在リテハ府郡島、臺灣ニ在リテハ市郡（澎湖廳ニ在リテハ廳）、樺太及南洋群島ニ在リテハ支廳トス

第十八條　本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル申告及檢査ニ關スル規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ノ申告ニシテ昭和十四年三月末日前ニ其ノ申告期限ノ到來スルモノハ同日迄ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

附　則　（昭和十五年十月勅令第六百七十三號）

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前從前ノ第四條又ハ第六條ノ規定ニ該當シタル者ノ同條ノ規定ニ依ル申告ノ期限ハ仍從前ヘ規定ニ依ル

本令施行前ニ生ジタル第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ノ居住ノ場所ノ異動又ハ同條第二號乃至第五號ノ一ニ該當スル者ノ就業ノ場所ノ異動ニ關スル第四條第二項ノ規定ニ依ル申告ノ期限ハ昭和十六年

三月三十一日迄トス

附　則　（昭和十六年六月十八日勅令第七百九號）

本令中第十六條第一項ノ規定ハ昭和十六年七月二十一日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ同年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（二）國民職業能力申告令施行規則

（昭和十四年一月十八日厚生省令第一號
昭和十四年十二月八日厚生省令第四十號改正
昭和十五年十月十九日厚生省令第四十二號改正
昭和十六年二月二日厚生省令第二號改正
昭和十六年六月十八日厚生省令第二十五號改正）

第一條　國民職業能力申告令（以下令ト稱ス）第二條第一號ノ職業ニ從事スル要申告者ヲ**臨時ニ使用スル者**[1]ニシテ左ニ掲グルモノハ令第三條但書ノ規定ニ依リ**申告義務者タラザルモノ**トス但シ要申告者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ使用スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ[2][3]

一　三十日以内ノ期間ヲ定メテ要申告者ヲ使用スル者

二　使用期間ノ定ナク要申告者ヲ勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用スル者

三　要申告者ヲ日日雇入レ使用スル者

1　本條ハ臨時ニ使用スル場合ニ限られるものであるから、たとひ本條但書に該當しない場合であつても、本採用となつたときには直ちに申告義務者となる。

2　本條の三十日の期間には休日又は缺勤日數をも算入する。

3　本條但書の規定に該當し使用者に申告義務が發生したときに、すでに要申告者が一般申告

を終つてゐた場合には、使用者は爾後の異動申告又は失格申告につき共同して申告すべきものである。

第二條　要申告者ニシテ左ノ**各號ノ一ニ該當スルモノニ付爲スベキ申告**ハ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ[1][2]

一　令第十二條第一號及第二號ニ該當スル者

二　朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者

三　法令ニ因リ拘禁中ノ者

四　疾病、傷痍其ノ他ノ事由ニ依リ申告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

1　申告令第十二條參照。

2　本條の規定に依り申告期限を延長された者が未だ申告をしない内に再び本條各號の一に該當するに至つたときは、その事由の已んだときから十四日以内に申告すれば足りる。

第三條　**令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告**ハ別表樣式第一號ニ依リ（技能程度ハ別表技能程度申告標準ニ從ヒ）之ヲ爲スベシ

職業能力申告票**用紙**ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ國民職業指導所長之ヲ交付ス

令第四條第一項後段ノ規定ニ依ル申告ハ前ニ申告ヲ爲シタル地ガ朝鮮ナル場合ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ナル場合ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ナル場合ニ在リ

テハ樺太廳支廳長、南洋群島ナル場合ニ在リテハ南洋廳支廳長ヨリ交付セラレタル職業能力申告手帳ヲ添ヘテ之ヲ爲スベシ

令第四條第二項及令第六條ノ規定ニ依ル申告ハ第七條ノ**職業能力申告手帳**ニ依リ之ヲ爲スベシ

第四條 令第三條ノ使用者其ノ使用スル要申告者（以下被用者ト稱ス）ノ**使用ヲ罷メタルトキ**[1]ハ十四日以內ニ別表樣式第二號ニ依リ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ**報告**スベシ[2]

被用者ニ付**國民勞務手帳法**施行令第十五條ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタルモノト看做ス

1 使用を罷めたときとは、雇傭契約終了の日を指すものではなく、事實上使用關係が消滅したときを謂ふ。

要申告者が雇傭契約解除の申入を爲さず無斷退職したやうな場合には、無斷缺勤が單なる缺勤でなく、退職と認められるときが使用を罷めたときである。

2 解用報告と稱せられるものである。なほ、指定職業に從事する要申告者が同一會社所屬の甲工場から乙工場に就業の場所を移した場合には、その使用者たる甲工場は本條の解用報告を爲し、要申告者及び乙工場は就業場所の異動申告を爲すことを要する。

他人に使用され引續き一年以上或る指定職業に從事する要申告者が同一の就業場所において指定外の職業に從事することになつた場合には、使用者は解用報告を爲すことを要しない。

い。

第五條 **要申告者死亡シタルトキ**ハ死亡ノ際其ノ者ガ被用者タリシ場合ニ在リテハ之ヲ使用シタル使用者、被用者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戶主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者[1]十四日以內ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ**報告**スベシ[2][3]

要申告者ニ付**國民勞務手帳法**施行令第二十二條ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタルモノト看做ス

1 この關係者がない場合には便宜利害關係人からの報告を受理しても差支へない。

2 國民職業指導所長は、市區町村長の保管する公簿に依り、職權をもつて登錄カードにつき國民登錄事務取扱規程第十八條に依る取扱を爲してもよい。

3 第六條參照。

第六條 第三條第四項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七條 國民職業指導所長令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ニ基キ職業能力ニ關スル事項ノ登錄ヲ爲シタルトキハ別表樣式第三號ノ**職業能力申告手帳**[1]**ヲ申告義務者ニ交付**スベシ[2]

1 兵役法施行規則第百十七條に依れば、聯隊區徵兵署に出頭を命ぜられた者は、出頭の際に職業能力申告手帳を携行することを要する。

2 第三條第四項、第六條及び第八條參照。

第八條 職業能力申告手帳ヲ受ケタル者職業能力申告手帳毀損シ、亡失シ又ハ餘白ナキニ至リタルトキハ事由ヲ具シ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ再交付ヲ申請スベシ

職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ガ被用者ナルトキハ前項ノ申請ハ使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

職業能力申告手帳毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタルニ因リ職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ職業能力申告手帳ヲ添附スベシ

職業能力申告手帳亡失シタルニ因リ職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケタル後元ノ職業能力申告手帳ヲ發見シタルトキハ遲滯ナク再交付ヲ受ケタル國民職業指導所長ニ之ヲ返納スベシ

1 申請の形式はこれを問はない。事實を確認し得るものであれば足りる。

第九條 令第八條ノ檢査ハ被檢査者ヲシテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業ヲ爲サシメ又ハ健康診斷ヲ爲シテ之ヲ行フモノトス

地方長官又ハ國民職業指導所長前項ノ檢査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被檢査者ニ對シ期日及場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得

第十條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ職業能力ニ關スル申告又ハ檢査ニ付報告ヲ徵スルコトヲ得

第十一條 當該官吏令第九條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表樣式第四號ノ證票ヲ携帶スベシ

第十二條 要申告者ガ國民勞務手帳法ノ規定ニ基キ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ハ之ヲ第七條ノ規定ニ依ル職業能力申告手帳ト看做ス

附 則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和十四年十二月厚生省令第四十號）

本令ハ昭和十四年十二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和十五年十月厚生省令第四十二號）

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和十六年六月十八日厚生省令第二十五號）

本令中第十二條ノ規定ハ昭和十六年七月二十一日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ同年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表様式第二號　（用紙ノ大サハ日本標準規格B5トス）

解用報告

要申告者ノ就業シアリタル場所		解用年月日	要申告者ノ氏名	指定ノ職業名	職業能力申告手帳番號	手帳交付ノ濟否
所在地	名稱					
			年月日生			
計	人					

昭和　年　月　日

住所

使用者氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名）　印

國民職業指導所長宛

（表）　別表様式第一號　（用紙ノ大サハ日本標準規格B五トス）

職業能力申告票

（記入心得ヲヨク守ルコト　鉛筆ノ欄ニハ記入シナイコト）　檢印

氏名及

一　印

二　職業上ノ技能

（イ）現ニ從事スル職業

（ロ）指定ノ職業

（ハ）程度

（ニ）身分又ハ地位

（ホ）經驗年數　年　ケ月

（ヘ）現在ノ職業ニ從事シ始メタ年月日　年　月　日

（ト）就業ノ場所

所在地

名稱

現在從事スル指定ノ職業以外ノ職業

九　現ニ從事スル職業

十　給料又ハ賃金

日額　月額　圓　錢

十一　配偶者　有　無

十二　現ニ扶養スルノ者ノ數　人

十三　精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ニ堪ヘ難キ者

其ノ狀況

十四　總動員業務ニ關スル希望

內地　外地　內外地共

昭和　年　月　日申告

使用者住所氏名　印

職業

就業ノ場所

番號

現職

現職

（表）　別表様式第一號　（用紙ノ大サハ日本標準規格B五トス）

職業能力申告票（記入心得ヲヨク守ルコト　欄書ノ欄ニハ記入シナイコト）

檢印

一　氏名及出生　　印　年　月　日生

二　本籍　道府縣　郡市町村大字區町

三　居住ノ場所　道府縣　郡市町村大字區町

四　兵役關係
（イ）兵科（部）官等及服役部隊
（ロ）役種
（ハ）徴集年又ハ任官年　年

五　學歷
（イ）小學校　青年學校　不就學　尋中退　尋卒　高卒　青普卒　青本卒
（ロ）指定ノ學校及科　（　年卒）
（ハ）其ノ他ノ學校　（　年卒）

六　指定ノ技能者養成施設　（　年修了）

七　指定ノ檢定、試驗、免許　（　年）

八　指定職業經歷ノ
職業名
技能程度
期間
就業ノ場所（名稱）

九　現ニ從事スル職業
現在從事スル指定ノ職業
（イ）職業名
（ロ）作業內容
（ハ）技能程度
（ニ）職業上ノ身分又ハ地位
（ホ）經驗年數　年　ケ月
（ヘ）現在ノ就業ノ場所ニ現在ノ職業ニ從事シ始メタ年月日　年　月　日
（ト）就業ノ場所名稱
現在從事スル指定ノ職業以外ノ職業

十　給料又ハ賃金
日額　圓　錢
月額

十一　配偶者　有　無

十二　現ニ扶養スルノ者ノ數　人

十三　精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ニ堪ヘ難キ者　其ノ狀況

十四　從事ニ關スル希望　總動員業務　內地　外地　內地共

昭和　年　月　日申告

使用者住所名氏　印

職業		就業ノ場所		居住ノ場所	

番號	現職	檢算申 技能	前歷	檢算申 前技能歷	就業場	氏名	生年月

（裏）

番號		現職	現技能	檢算申	前歷	前技能	檢算申	就業場	氏名	生年月

職業			就業ノ場所					居住ノ場所		
學歷及之ニ類スル事柄										
氏名										
兵役										
備考			本籍							

技能程度							
職業ノ上身分							
作業內容							
給料賃金							
配偶者							
扶養者數							
障碍							
希望							

國民職業指導所		國民職業指導所		國民職業指導所	
受	發	受	發	受	發

表紙

職業能力申告手帳

厚生省

裏表紙　別表様式第三號（大サハ日本標準規格A六トス）

式樣　職業能力申告令施行規則　國民職業能力申告手帳—319

（裏）

番號		現職		現職技能	申
職業			就業ノ場所		
學歴及之ニ類スル事柄					
氏名					
兵役					
備考			本籍		

技能程度				
職業上ノ身分				
作業内容				
給料賃金				
配偶者				
扶養者數				
障碍				
希望				

注意

一、此手帳は申告事項に異動のあつた場合の申告又は其の他の報告に必要であるから大切に保管しなければならぬ。

二、此手帳は他人に貸與又は讓渡してはならぬ。

三、此手帳は丁寧に取扱ひ毀損したり亡失してはならぬ。萬一毀損又は亡失した場合は國民職業指導所長に其の事情を述べて再交付を申請することが出來る。但し毀損の場合には毀損した手帳を添へて申請しなければならぬ。

四、左の場合には此手帳に其の事項を記入して申告又は報告義務者から申告又は報告しなければならぬ。

(イ)此の手帳記載の事項に異動を生じた場合

(ロ)要申告者が要申告者でなくなつた場合

(ハ)指定の職業に從事する要申告者を使用してゐた使用者が其の者の使用を罷めた場合

(ニ)要申告者が死亡した場合

五、記入方法

(イ)異動の記事は異動の生じた年月日の順序に記入すること。

(ロ)異動の年月日は例へば昭和十四年十月二十二日ならば、一四、一〇、二二の如く記入すること。

(ハ)本籍の記事は、例へば(本籍)東京市品川區上大崎二丁目八〇ノ二の如く記入すること。

(ニ)居住の場所の記事は、例へば(居住)東京市京橋區八丁堀一丁目一五〇の如く記入すること。

(ホ)學歴の記事は、例へば何々青年學校(本科)(昭和十五年三月卒)、横濱高等工業學校(本科)機械工學科(昭和十五年三月卒)、電氣事業主任技術者第二種(昭和十八年)の如く記入すること。

(ヘ)就業の場所の異動は其の所在地及名稱を記入すること。

(ト)×印の欄には記入しないこと。

昭和　年　月　日交付

國民職業指導所長

氏名		出生　年　月　日
本籍		
居住ノ場所		
兵役關係	兵科(部)官等級 服役・部隊	役種
		徵集年又ハ任官年
學歴		
技能者養成施設		
檢定、試驗、免許		
就業ノ場所	所在地	
	名稱	
指定ノ職業名		

異動申告欄（注意ヲヨク讀ミ、申告又ハ報告ヲ怠ラヌコト）

異動ノ年月日	異動記事	本人印	使用者（住所、氏名）印	國民職業指導所印

第六頁乃至第十頁ハ第五頁ニ同ジ

異動ノ年月日	異動記事	本人印	使用者（住所、氏名）印	國民職業指導所印

5

4

〔表面〕　別表樣式第四號表（用紙ノ大サハ日本標準規格A七トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス）

國民職業能力申告
ニ關スル臨檢票

〔裏面〕

第　號　昭和　年　月　日交付

官職氏名

廳府縣又ハ國民職業指導所印

國家總動員法第三十一條　政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條　第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

國民職業能力申告令第九條第二項　地方長官又ハ國民職業指導所長ハ本令ノ申告又ハ檢査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

國民職業能力申告令施行規則第十一條　當該官吏令第九條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表樣式第四號ノ證票ヲ携帶スベシ

（別表）技能程度申告標準

機械檢査工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　複雜ナ圖面ガヨメ且仕樣書ガワカルコト

＊二　檢査品ノ不良ヲ知リ適當ナ處置ノ決定ガ出來ルコト

三　檢査スル機械全體ノ機能ガワカツテキルコト

四　各部分品ニ必要ナ物理的性質ト化學的性質トヲ知ツテキルコト

五　檢査用具ノ考案ガ出來ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ圖面ガヨメ且仕樣書ガワカルコト

＊二　檢査用機械器具ノ取扱ガ完全ニ出來ルコト

三　檢査品ノ用途ガ略ワカツテキルコト

四　特殊金屬材料ノ種類ノ見分ガ出來ルコト

五　普通機械ノ金屬材料ノ良否ノ見分ガ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

（備考）特定ノ檢査用具ノ取扱ダケシカ出來ナイ者又ハ選別檢査ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

レンズ檢査工

〔一級〕次ノ三ツノ能力ヲ有スル者

＊一　複雜ナ圖面ガヨメ且仕樣書ガワカルコト

＊二　光學機械ノガラス部品ノ良否決定ノ基準ヲ立テルコトガ出來ルコト

＊三　ガラス材料ノ屈折率、レンズ曲面度、プリズム角度等ノ精密ナ檢査ガ出來ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ撰擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ圖面ガヨメ且仕樣書ガワカルコト

二　檢査法及檢査ノ基準ガ與ヘラレテ一般レンズ又ハプリズムノ研磨程度、焦點距離、異心率、角度、寸法等ノ檢査ガ出來ルコト

三　檢査法及檢査ノ基準ガ與ヘラレテ各種レンズノ收差ノ檢査ガ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

採炭工

〔一級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　坑内ノ安全ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト

二　採炭作業ニ從事シ發破作業ガ出來ルコト

三　採炭作業ニ從事シ支柱作業ガ出來ルコト

四　採炭作業ニ從事シ切炭機又ハ穿孔機ノ使用ガ出來ルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

（備考）採炭ノ手傳ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

炭坑支柱夫

〔一級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　坑内ノ安全ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト

二　取枠作業ガ出來ルコト

三　捲立枠作業ガ出來ルコト

四　坑道枠作業ガ出來ルコト

五　充塡（パツキング）作業ガ出來ルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

採鑛夫

〔一級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　小型鑿岩機ノ使用ガ出來且發破及支柱作業ニツイテ充分ナ知識ヲモツテヰルコト
二　大型鑿岩機ノ使用ガ完全ニ出來ルコト
三　石目ノ見分ガ完全ニ出來ルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

（備考）手掘ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

鑛山支柱夫

〔一級〕次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　堅坑支柱作業ガ完全ニ出來ルコト
二　補助支柱ヲ必要トスル箇所ノ發見ガ出來ルコト
三　普通坑道ノ支柱作業ノ段取ガ出來且工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

機械選鑛夫

〔一級〕次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　破碎機及篩別機ノ運轉及調節ニ熟練シテヰルコト
二　磨鑛機又ハ分級機ノ操作ニ熟練シ且磨鑛ノ良否ノ見分ガ完全ニ出來ルコト
三　浮選油、試藥等ノ加減、鑛液濃度ノ測定、アルカリ度ノ測定等ガ出來且浮選ノ良否ノ見分ガ

完全ニ出來ルコト
四　ジッガー選鑛機、テーブル選鑛機、磁氣選別機等ニ依ル選鑛作業ニ熟練シテヰルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

製銑工

〔一級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　爐況ヲ判斷シ適當ナ處置ガ出來ルコト
二　原料ノ良否ノ見分ガ出來且配合ガ略出來ルコト
三　突發事故ニ對シテ適當ナ處置ガ出來ルコト

〔二級〕次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　爐ノ故障ノ判定ガ略出來ルコト
二　爐況ニ依リ出銑ノ調節ガ略出來ルコト
三　出銑時ニ於ケル開口及閉止作業ニ熟練シテヰルコト
四　熱風爐ノ操作ニ從事シガスノ處理操作ガ完全ニ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

（備考）粉鑛ノ燒結作業ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

製鋼工

〔一級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 爐況ヲ判斷シ適當ナ處置ガ出來ルコト

二 出鋼前ノ試料檢査ガ出來ルコト

三 ガスノ良否ノ見分ガ出來且適當ナ處置ガ出來ルコト

四 突發事故ニ對シ適當ナ處置ガ出來ルコト

五 轉爐ノ操作ニ從事シ火焰ニ依リ爐內材質ノ變化ノ判定ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 爐況ヲ見テ出鋼時ノ判斷ガ略出來ルコト

二 爐ノ故障ノ判定ガ略出來ルコト

三 原料ノ良否ノ見分ガ略出來ルコト

四 造塊作業ニ於テ湯ノ溫度、鋼質及鑄型ノ種類ニ應ジ湯ノ注入方法ノ加減ガ完全ニ出來ルコト

五 造塊作業ニ於テ鑄型引拔時ノ判斷ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

（備考） 苦灰石、石灰石等ノ熔燒作業ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

非鐵金屬製錬工

〔一級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 焙燒程度ノ判定及調節ガ出來ルコト

二 燒結機ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出來ルコト

三 揮發爐又ハ蒸溜爐ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出來ルコト

四 熔鐵爐又ハ錬鈹爐ノ羽口操作ガ出來ルコト

五 反射爐ノ操作ニ從事シ爐況ニ依リ原料及燃料ノ調節ガ出來ルコト

六 電氣爐ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出來ルコト

七 轉爐ノ操作ニ從事シ火焰ニ依リ爐內材質ノ判定ガ出來ルコト

八 濕式製錬作業ニ從事シ浸出又ハ濾過ノ調整ガ出來ルコト

九 濕式製錬又ハ電氣精錬ノ作業ニ從事シ淨液ノ調整ガ出來ルコト

一〇 濕式製錬又ハ電氣精錬ノ作業ニ從事シ電解又ハ沈澱ノ調整ガ出來ルコト

一一 原料、製品、半製品等ノ熔融爐ノ操作ニ從事シ爐況ノ判定ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 ポツト燒結及團鑛ノ作業ガ出來ルコト

二 熔鑛爐、揮發蒸溜爐、反射爐又ハ錬鈹爐ノ操作ニ從事シ床前作業ガ出來ルコト

三 原料、製品、半製品等ノ熔融爐ノ操作ニ從事シ爐前作業ガ出來ルコト

四 濕式製錬又ハ電氣精錬ノ作業ニ從事シ浸出又ハ淨液ノ操作ガ略出來ルコト

五　濕式製錬ノ作業ニ從事シ磨鑛、濃泥又ハ濾過ノ操作ガ略出來ルコト
六　原料、製品、半製品等ノ乾燥爐ノ操作ガ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

金屬熔融工

〔一級〕次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
一　配合スル地金ノ種類ニ依リ熔融順序ヲ知ツテヰルコト
二　熔融最高温度、熔劑投入温度及鑄造温度ヲ知ツテヰルコト
三　目測ニ依リ熔融金屬ノ量及温度ノ判定ガ出來ルコト
四　熔融爐ノ修理ニツイテ指揮ガ完全ニ出來ルコト
五　合金ノ配合量ノ計算ガ出來ルコト

〔二級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者
一　目測ニ依リ熔融金屬ノ温度ノ判定ガ出來ルコト
二　熔融爐ノ部分的修理及大型トリベノ修理ガ出來ルコト
三　古地金ノ種類ノ見分ガ略出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

操爐工

〔一級〕次ノ事項中四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
一　必要ニ應ジテ爐内温度ノ調節又ハ還元焰及酸化焰ノ調節ガ完全ニ出來ルコト
二　各種材料ノ加工可能温度ノ範圍ヲ知ツテヰルコト
三　各種燃料ノ性質及ソレガ加熱材料ニ及ボス影響ヲ知ツテヰルコト
四　爐材ノ耐火性質ノ判定ガ出來ルコト
五　擔當スル電氣爐ノ構造ヲ知リ且附屬ノ電氣機械器具及設備ノ取扱ニ熟練シテヰルコト

〔二級〕次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者
一　目測ニ依リ爐内温度ノ判定ガ出來ルコト
二　爐内温度測定器具ノ使用ガ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者
（備考）材料ノ裝入又ハ取出ノ作業ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

壓延伸張工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　壓延、伸張、引拔、押出等ノ作業ニ熟練シテヰルコト
二　各種製品ノ仕樣及規格ヲ知ツテヰルコト
三　各種材料ノ壓延又ハ伸張ノ遞減率ヲ知ツテヰルコト

四　各種材料ノ壓延可能溫度ノ範圍ヲ知ツテヰルコト

五　ロール、ダイス等ノ機械要部ノ研磨及手直ガ出來ルコト

六　製線作業ニ從事シ抗張力二〇〇瓩平方粍以上ノ鋼線又ハ徑〇・三粍以下ノ鋼線ノ伸張ガ出來ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　擔當スル機械ノ取扱ガ完全ニ出來ルコト

二　機械ノ簡單ナ研磨及手直ガ出來ルコト

三　熱處理、酸洗等ノ工程ニツイテ必要ナ知識ヲモツテヰルコト

四　計尺、測徑、測溫等ニ必要ナ器具類ノ取扱ガ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

（備考）特定ノ矯正用機械ノ操作ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

鑄物工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計五ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　複雜ナ圖面ガヨメルコト

＊二　木型ノ作リ方ニツイテ概略ノ知識ヲモツテヰルコト

＊三　鑄物ノ不良ヲ知リ適當ナ處置ノ決定ガ出來ルコト

四　圖面ヲ見テ大型鑄物ノ作業段取ヲ決定シ且心金、底板等ノ考案ガ出來ルコト

五　品物ノ用途、材質及大キサニ應ジテ砂ノ配合ガ出來ルコト

六　大型鑄物ノ鑄込所要量ノ計算ガ出來ルコト

七　大型鑄物又ハ複雜ナ薄物ノ鑄込溫度ノ判定ガ出來且鑄込ノ指揮ガ出來ルコト

八　木型ヲ見テ鑄物ノ工數見積ガ出來ルコト

九　湯ノ熔融法ニツイテ概略ノ知識ヲモツテヰルコト

一〇　製品ノ用途ニ應ジテ適當ナ地金ノ選定ガ出來ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ圖面ガヨメルコト

＊二　鑄物ノ不良ニツイテ原因ノ判定ガ略出來ルコト

三　中型鑄物ノ木型ヲ見テ作業段取ノ決定ガ出來ルコト

四　複雜ナ生型ノ製作ガ出來ルコト

五　複雜ナ中子ノ製作ガ出來ルコト

六　複雜ナ機械込作業ガ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

（備考）砂落、ハツリ又ハ簡單ナ小型中子ノ製作ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

鍛工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　加工中ノ鍛工品ニツイテ所要寸法ノ判斷ガ正確ニ出來ルコト

＊二　加工中ノ鍛工品ノ不良箇所ヲ發見シ其ノ處置ノ決定ガ出來ルコト

三　圖面又ハ見本ニ依リ材料及工數ノ見積ガ出來ルコト

四　五人以上ノ共同作業ヲ必要トスル大物鍛冶ノ指揮ガ出來ルコト

五　大物鍛冶ニ必要ナ工具及當型ノ考案ガ出來ルコト

六　特殊ノ材料ニツイテ其ノ溫度ト性質變化ノ關係ヲ知リ加熱中又ハ加工中ノ材料ノ取扱ニツイテ指揮ガ正確ニ出來ルコト

七　材質ニ惡影響ヲ殘サズニ加工ノ出來ル溫度ノ範圍ヲ知ツテヰルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　目測ニ依リ普通材料ノ溫度ノ判定ガ出來ルコト

＊二　先手二人ノ指揮ガ出來ルコト

三　材質ノ見積ガ略出來ルコト

四　擔當スル範圍ノ鍛冶仕事ノ段取ガ出來ルコト

五　機械槌ノ操縱ガ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

（備考）先手ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

熱處理工

〔一級〕次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　各種金屬材料（炭素鋼、合金鋼、輕合金、銅合金）ノ中一種ニツイテ製品ノ用途ニ應ジ必要ナ熱處理ガ出來ルコト

二　滲炭又ハ窒化作業ニ伴フ各種ノ操作ガ出來ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　溫度計ニ依リ爐內溫度ノ調節ガ正確ニ出來ルコト

＊二　鑑デ熱處理品ノ硬度ノ判定ガ出來ルコト

三　簡單ナ普通鋼品ニツイテ特定ノ熱處理ガ出來ルコト

四　適當ナ指圖ヲ受ケテ特殊鋼品ノ熱處理ガ出來ルコト

五　熱處理後ノ歪取作業ガ出來ルコト

六　滲炭箱ニ品物ヲ正シク詰メルコトガ出來ルコト

七　加熱爐ノ操作ガ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

（備考）鹽化バリウム等ノ加熱バスヲ使用スル燒入ダケシカ出來ナイ者、熱處理機械ノ操作ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

現圖工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　複雜ナ圖面ガヨメ且艦船、汽罐、橋梁又ハ鐵塔ノ構造ニ精通シテキルコト

＊二　指圖ヲ受ケズニ現圖展開作業ガ出來又ハ現圖ニ依ル型板ノ製作ガ出來ルコト

三　簡單ナ作業ニ對スル工數見積ガ出來ルコト

四　現圖作業ニ必要ナ簡單ナ計算ガ出來ルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

（備考）現圖作業ノ手傳ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

撓鐵工

〔一級〕次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一　簡單ナ圖面ガヨメルコト

二　水壓機ニ依ル板、山形ノ撓曲作業ニ熟練シテキルコト

三　簡單ナ山形ノ度ノ出入及山形ノ撓曲作業ノ段取ガ出來ルコト

四　歪取作業ニ熟練シテキルコト

五　板ノ彎曲作業ニ熟練シテキルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

熔接工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　圖面ヲ見テ歪ノ最モ少イ作業段取ノ決定ガ出來ルコト

＊二　擔當スル範圍ノ熔接機ノ構造及取扱ニツイテ充分ノ知識ヲモツテキルコト

三　工數見積ガ出來ルコト

四　試驗水壓力八瓩平方糎以上ヲ必要トスル罐又ハ槽ノ熔接ガ出來ルコト

五　薄板ノ複雜ナ構造物又ハ薄板ノ大物熔接ガ出來ルコト

六　電弧熔接作業ニ於テ下向、竪向、横向及上向ノ作業姿勢デ熔接ガ出來又ハ特定ノ作業姿勢デ高級ナ熔接ガ完全ニ出來ルコト

七　鑄鐵、特殊鋼、銅合金、輕合金、ニツケル中一種以上ノ熔接ニ熟練シテキルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ構造物ニツイテ作業段取ノ決定ガ出來ルコト

＊二　擔當スル範圍ノ熔接機ノ取扱ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト

三　試驗水壓力二瓩平方糎以上ヲ必要トスル容器ノ熔接ガ出來ルコト

四　薄板構造物ノ電弧又ハガス熔接作業ガ出來ルコト
五　電弧熔接作業ニ於テ下向、竪向又ハ横向ノ作業姿勢デ熔接ガ完全ニ出來ルコト
六　パツト、スポツト又ハシーム熔接作業ニ熟練シテヰルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

製罐工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　圖面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク加工ガ出來ルコト
二　複雜ナ作業ニツイテ必要ナ現圖ノ作成ガ出來ルコト
三　製罐作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト
四　厚板曲ゲ方ノ指揮ガ出來ルコト
五　工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　圖面ガヨメ且簡單ナ作業ノ段取ガ出來ルコト
二　簡單ナ作業ニツイテ現圖ノ作成ガ出來ルコト
三　使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト
四　薄板ノ歪取作業ガ出來ルコト

五　簡單ナ製罐品ノ曲直及修理ガ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

鐵木工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　複雜ナ圖面ガヨメ且組立段取ガ出來ルコト
二　船ノシヤフトセンターヲ出スコトガ出來ルコト
三　盤木、進水臺又ハ支柱ノ調整ガ出來ルコト
四　船體ノ中心若ハ組立位置ノ出シ方又ハ肋骨若ハ骨盤ノ組立調整ガ出來ルコト
五　船ノ構造ニ精通シテヰルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ圖面ガヨメルコト
二　船ノ構造ヲ概略知ツテヰルコト
三　現圖木型ニヨル罫書ガ出來ルコト
四　大工仕事ガ出來ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

板金工

〔一級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一 圖面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク加工ガ出來ルコト

二 工數見積ガ出來ルコト

三 不規則ナ品物ノ展開圖ガカケルコト

四 割出（管ノ分岐）及曲物（エビ）ノ作業ガ出來ルコト

五 ハンダ附及鐵附ノ作業ニ熟練シテキルコト

六 厚板（厚サ三粍以上）ノ型出ガ完全ニ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一 圖面ガヨメ且簡單ナ作業ノ段取ガ出來ルコト

二 板取作業ガ出來ルコト

三 薄板ノ型出作業ガ出來ルコト

四 手作業デ絞リ作業ガ出來ルコト

五 ハンダ附作業ニ熟練シテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

金屬プレス工

〔一級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一 複雜ナ作業ニツイテ型準備段取ガ出來ルコト

二 複雜ナ圖面ガヨメルコト

三 工數見積ガ出來ルコト

四 數種ノプレスニツイテ拔型、曲型及絞型ノ使用ガ出來ルコト

五 プレスノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一 擔當スルプレスニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

二 簡單ナ型ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

三 簡單ナ圖面ガヨメルコト

四 簡單ナ作業ニツイテ型ノ準備ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

（備考） 自動プレスノ操作ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

鋼工

〔一級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一 複雜ナ圖面ガヨメルコト

＊二 複雜ナ管曲作業ガ出來ルコト

三　不規則ナ品物ノ展開圖ガカケルコト
四　配管ノ系統圖ヲ理解シ工事ノ段取ガ出來ルコト
五　各種鎺附作業ニ熟練シテキルコト
六　フランヂ取附作業ガ正確ニ出來ルコト

〔二級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　簡單ナ圖面ガヨメルコト
二　簡單ナ管曲作業ガ出來ルコト
三　針金デ管ノ曲型ヲトルコトガ出來ルコト
四　簡單ナ配管工事ガ出來ルコト

〔三級〕　二級ニ達シナイ者

罫書工

〔一級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　複雜ナ圖面ガヨメルコト
＊二　圖面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク罫書ガ出來ルコト
三　材料ニ缺陷ガアル場合製品ノ機能ニ應ジテ適當ナ處置ガ出來ルコト
四　工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　簡單ナ圖面ガヨメルコト
＊二　擔當スル範圍ノ罫書ガ出來ルコト
三　型板（テンプレート）等ヲ用ヒテ簡單ナ罫書ガ出來ルコト
四　製品ノ用途ヲ略理解シテキルコト

〔三級〕　二級ニ達シナイ者

旋盤工

〔一級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
＊一　圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト
二　數種類ノ旋盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト
三　旋盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト
四　内パス及外パスヲ用ヒ合セ物仕上ヲ日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ二・五粍程度ノ仕上）以上ニ加工ガ出來ルコト
五　限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ〇・九粍仕上寸法五〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ一・二粍程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ

製作ガ容易ニ出來ルコト

六　大型旋盤作業ニツイテ取附及加工段取ガ出來ルコト

七　工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

＊二　擔當スル旋盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三　荒削濟ノ製品ニ對シ中削及仕上削合計四回以下ノ加工デ合セ物仕上ヲ日本標準規格四級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ五粍仕上寸法五〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ六・五粍程度ノ仕上）以上ニ加工ガ出來ルコト

四　マイクロメータヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ二粍仕上寸法五〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ二・五粍程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

五　各種ネヂノ製作ガ出來ルコト

六　使用刃物ノ研磨ガ出來ルコト

七　高級刃物、マイクロメータ、ジグ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテヰルコト

〔三級〕　二級ニ達シナイ者

タレツト工

〔一級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　作號上必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

＊二　指定サレタ加工方式ノ理解ガ容易ニ出來ルコト

三　タレツト旋盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四　使用工具ノ適否ノ判定ガ出來且調整ガ出來ルコト

五　使用工具ノ考案ガ出來ルコト

六　精密度ノ高イ製品ヲ多量生產ガ出來ルコト

七　自動又ハ半自動旋盤ノ作業指導ガ出來ルコト

〔二級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　擔當スルタレツト旋盤ニツイテ各種作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

二　日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ二粍仕上寸法五〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ二・五粍程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

三　使用刃物ノ研磨ガ出來ルコト

四　高級刃物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテヰルコト。

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

（備考） 精密度ノ低イボルトナット等ノ多量生産ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

中グリ工

〔一級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

二 數種類ノ中グリ盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 中グリ盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 内パス及外パスヲ用ヒ合セ物仕上ヲ日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法五〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ三・五粍程度ノ仕上）以上ニ加工ガ出來ルコト

五、限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合（品物ノ仕上寸法五〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ一・二粍仕上寸法百粍前後ナラバ公差正負百分ノ一・五粍程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

六 大型中グリ盤（シヤフトボーリング）ニツイテ取附及加工段取ガ出來ルコト

七 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

＊二 擔當スル中グリ盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 荒削濟ノ製品ニ對シ中削及仕上削合計四回以下ノ加工デ合セ物仕上ヲ日本標準規格四級嵌合（品物ノ仕上寸法五〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ六粍仕上寸法百粍前後ナラバ公差正負百分ノ八粍程度ノ仕上）以上ニ加工ガ出來ルコト

四 マイクロメータヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ二粍仕上寸法五〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ二・五粍程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

五 使用刃物ノ研磨ガ出來ルコト

六 高級刃物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテヰルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

研磨工

〔一級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

＊二 數種ノ研磨盤（手ニ依ル工具研磨專用ノモノヲ除ク）ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三　研磨盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四　限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ〇・九粍仕上寸法五〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ一・二粍程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

五　各種砥石車ノ硬度又ハ粒度ト工作物トノ關係ヲ理解シ研磨速度ト送リノ加減ガ出來ルコト

六　工數見積ガ出來ルコト

七　ラツピング仕上作業ガ出來ルコト

八　特殊高級工具ノ研磨ガ出來ルコト

九　ネヂ研磨盤又ハ齒車研磨盤ノ使用ガ完全ニ出來ルコト

〔二級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

＊二　擔當スル研磨盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三　マイクロメータヲ用ヒ日本標規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ二粍仕上寸法五〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ二・五粍程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

四　砥上盤（ホーニング盤）作業ガ出來ルコト

五　普通工具ノ研磨ガ出來ルコト

六　マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテヰルコト

〔三級〕　二級ニ達シナイ者

ボール盤工

〔一級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

＊二　數種類ノボール盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三　ボール盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四　工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕　次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

＊二　擔當スルボール盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三　タツプ下孔ヲアケルコトガ出來ルコト

四　錐ノ研磨ガ出來ルコト

五　高級工具、マイクロメータ、ジグ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテヰルコト

〔三級〕　二級ニ達シナイ者

平削工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

＊二　數種類ノ平削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三　平削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四　大型平削盤ニツイテ取附及加工段取ガ出來ルコト

五　工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

＊二　擔當スル平削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三　使用刄物ノ研磨ガ出來ルコト

四　高級刄物、精密測定器具類ノ使用法ヲ知ツテヰルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

形削工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

＊二　形削盤又ハ竪削盤ノ數種類ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三　形削盤又ハ竪削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四　工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

＊二　擔當スル形削盤又ハ竪削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三　使用刄物ノ研磨ガ出來ルコト

四　高級刄物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテヰルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

フライス工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一　圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

＊二　竪型及横型ヲ含メテ三種以上ノフライス盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三　フライス盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四　限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇粍前後ナラバ公差正負百分ノ